

福祉避難所開設・運営マニュアル

(改訂版)

平成30年3月

大 分 県
大分県社会福祉協議会

は じ め に

南海トラフを震源とする巨大地震については、今後50年以内の発生確率が90%程度とされ、また、県の地震津波被害想定調査（平成25年3月）によれば、死者数約2万2千人などの甚大な被害が想定され、その対策が急がれます。

平成23年に発生した東日本大震災では、犠牲者の半数以上が高齢者であり、また、犠牲となった障がい者の割合も高かったことから、県では、こうした特別な配慮が必要な方々の避難先となる福祉避難所の重要性を改めて認識し、平成25年に「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成するなど、福祉避難所の設置促進に取り組み、県内の福祉避難所数は165か所（平成24年）から366か所（平成29年）まで数を増やしてきました。

こうした中、平成28年に発生した熊本地震では、福祉避難所を実際に開設する際に必要となるマンパワーや物資の確保、運営体制の整備、要配慮者への周知等、様々な課題があることが明らかになりました。

大規模災害時において、速やかに福祉避難所を開設し、円滑な運営を行うためには、あらかじめ福祉避難所の運営に関する具体的な手順を定め、行政機関、施設管理者、被災者等の果たす役割と、その連携の在り方を明確にしておく必要があります。

本マニュアルは、「平時の取り組みなくして災害時の緊急対応を行うことは不可能」という認識に立ち、福祉避難所に指定されている各施設が、事前準備に取り組むための手順を新たに盛り込んで改訂を行ったものです。

本県の福祉避難所の約7割は高齢者施設であることから、主に高齢者を想定した内容としていますが、福祉避難所の設置・運営に携わる皆様には、高齢者以外にも様々な障がい特性をもった被災者の受け入れ環境について、本マニュアルを参考にしながら整備を進めていただき、配慮を要するすべての被災者の避難環境が、よりよいものとなることを期待しています。

＝ 目 次 ＝

第1章 運営の基礎知識

1 福祉避難所とは	2
2 要配慮者の種別と特性	3
3 開設から閉鎖までの大まかな流れ	4
4 要配慮者の避難の流れ	6
5 運営に当たり気をつけること（周知）	6

第2章 運営の事前準備（開設準備シートの作成）

1 協定内容の確認	8
2 運営体制の明確化（体制図作成）	10
3 市町村等との連絡体制の確認（連絡網作成）	11
4 人材の確保	12
5 物資・機材の確保（備蓄物資リスト作成）	13
6 避難所内のレイアウト（フロアプラン検討）	14
7 利用者ルールの策定	16
8 訓練の実施	17
9 開設準備シート	20

第3章 災害発生時の運営

1 入所者・利用者等への対応及び施設・設備の被害状況の確認	22
2 開設準備及び運営	23
3 福祉避難所の統廃合及び閉所	26

第4章 参考資料

1 福祉避難所開設、運営のチェックリスト	27
2 福祉避難所の指定状況（平成30年3月1日現在）	33
3 分野別時系列行動表（由布市と温水園の動き）	38
4 市町村福祉避難所担当課	39
5 福祉避難所マニュアル作成委員会委員名簿	40
参考様式	41

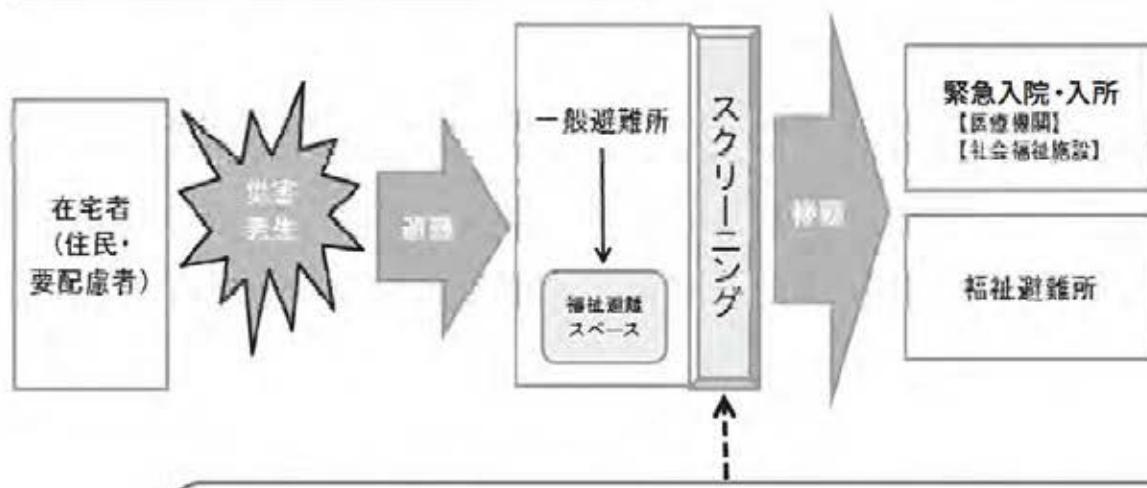
第1章 運営の基礎知識

1 福祉避難所とは

福祉避難所は、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー機能（洋式トイレ、スロープ等）を備え、福祉的サービス等が受けられるよう、あらかじめ市町村により指定された社会福祉施設等です。

- 福祉避難所の対象者は、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」であり、その他特に配慮を要する者として、妊産婦、傷病者、難病患者等に加え、その家族まで含めます。
- また、実際の発災時において、医療機関や社会福祉施設等に入院、入所するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象となります。
- なお、指定された福祉避難所が不足する場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等を借り上げることが可能な場合があります。
- 福祉避難所に係る経費については、災害救助法が適用された場合は、国と県で負担し、適用されない場合は市町村が負担します。（市町村から開設依頼があった場合のみ）

災害発生時の避難フロー図



【スクリーニングとは】

- ・保健師、社会福祉士、介護福祉士などの福祉専門職が、高齢者、障がい者など要配慮者の身体状況や介護状況を考慮し、福祉避難所への避難の必要性を判断する。
- ・福祉避難所が近隣に開設されていない場合は、一般避難所内で個室等の福祉避難スペースを確保する。
- ・要配慮者の身体状況などに応じ、医療機関や社会福祉施設などへ緊急入院・入所する場合もある。

(参考)

- ・福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所であり、原則として発災時に最初から避難所として利用することはできません。また、福祉避難所にあらかじめ指定している施設のうち、どの施設を福祉避難所として開設するかは、災害の規模、発生場所、要配慮者の避難状況に応じて市町村が指定します。

2 要配慮者の種別と特性

高齢者、障がい者、妊産婦等の災害発生時の避難において特に配慮を要する方を、要配慮者と呼びます。要配慮者は、様々な特性がありますので、福祉避難所での受入れに際しては、それぞれの特性に応じた対応が必要となります。

主な特性と配慮事項は下記のとおりですが、これ以外にも、様々なタイプの要配慮者や、複数の配慮事項を併せ持つ方もいますので、御本人や介助者にしっかり確認してください。

種別	特性	配慮を要する事項
要介護高齢者	<ul style="list-style-type: none">加齢により行動機能が低下している	<ul style="list-style-type: none">避難先のバリアフリー確保が必要車いす、ストレッチャー等の移動用具や介護者が必要避難先でも介護保険サービスを必要とする場合がある
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none">生活環境の変化で徘徊等、問題行動が生じることがある	<ul style="list-style-type: none">孤立しないよう、家族等と一緒にいられるスペースを確保する常に落ち着かせる精神的配慮が必要服薬管理等、医療機関との連携が必要
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none">視覚による情報収集、状況判断が困難単独での迅速な避難行動が困難	<ul style="list-style-type: none">音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要避難先で介助者や支援者が必要避難先のバリアフリー確保が必要盲導犬に関する配慮が必要
聴覚平衡障がい 音声・言語障がい者	<ul style="list-style-type: none">音声による情報取得、状況判断が困難音声言語で状況を伝えることが困難	<ul style="list-style-type: none">視覚による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none">自力での行動が困難な場合が多い	<ul style="list-style-type: none">車いす、ストレッチャー等の移動用具と介助者や避難支援者が必要
内部障がい者 難病患者等	<ul style="list-style-type: none">特定の医療器材、医薬品、食品が必要外見では障がいが分かりにくい場合もある	<ul style="list-style-type: none">必要となる医療器材、医薬品、食品の確保や医療機関との連携が必要介助や支援者が必要な場合がある
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none">環境変化に順応できず、パニックになる場合がある薬の継続的服用が必要な場合が多い	<ul style="list-style-type: none">孤立しないよう、家族等と一緒にいられるスペースを確保する常に落ち着かせる精神的な配慮が必要服薬管理等、医療機関との連携が必要
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none">自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難環境変化に順応できず、パニックになる場合がある	<ul style="list-style-type: none">障がいのタイプの個人差が大きく、家族等に個々に配慮事項を確認する必要がある常に落ち着かせる精神的配慮が必要いつも通りへのこだわり、音や光への過敏等の特性がある場合は、落ち着く空間（個室や間仕切り等）が必要「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する

種別	特性	配慮を要する事項
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 知的な障がいがある人からない人まで様々 自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えたりすることが困難な場合がある 環境変化に順応できず、パニックになる場合がある 集団生活になじめない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのタイプの個人差が大きく、家族等に個々に配慮事項を確認する必要がある 常に落ち着かせる精神的な配慮が必要 いつも通りへのこだわり、音や光への過敏等の特性がある場合は、落ち着く空間（個室や間仕切り等）が必要 「順番を待つこと」の理解が難しい人がいることも考慮する。
高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> 記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい等により、自分で状況判断が困難 集団生活になじめない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 避難先で介助者や支援者が必要 個人の障がい状況に応じた情報伝達に努めることが必要
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> 行動機能が低下し、自力での避難や避難所での生活が困難な場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 避難先で介助者や支援者が必要な場合がある 医療機関との連携確保が必要

3 開設から閉鎖までの大きな流れ

事前準備

【福祉避難所となる施設の検討】

- 施設自体の安全性が確保されているか確認します。
確認事項は、耐震・耐火構造、土砂災害危険箇所区域外、近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと等です。
- 入所施設やデイサービス等の日常サービスを行っている社会福祉施設については、活用できる空きスペース等が確保できるかを確認します。
- 公的な宿泊施設又はホテル等を利用することも可能ですが、ただし、通常の利用料金を下回る額で対応することを原則とします。

【運営体制の事前整備】

(人材の確保)

- 大規模災害発生時は、一つの市町村で複数の福祉避難所を設置すべき事態が生じる可能性があります。
- 福祉避難所運営には、福祉専門職等の人材確保が不可欠となるため、平常時から専門職能団体等と連携を図っておく必要があります。（保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、ヘルパー、ケアマネジャー等）

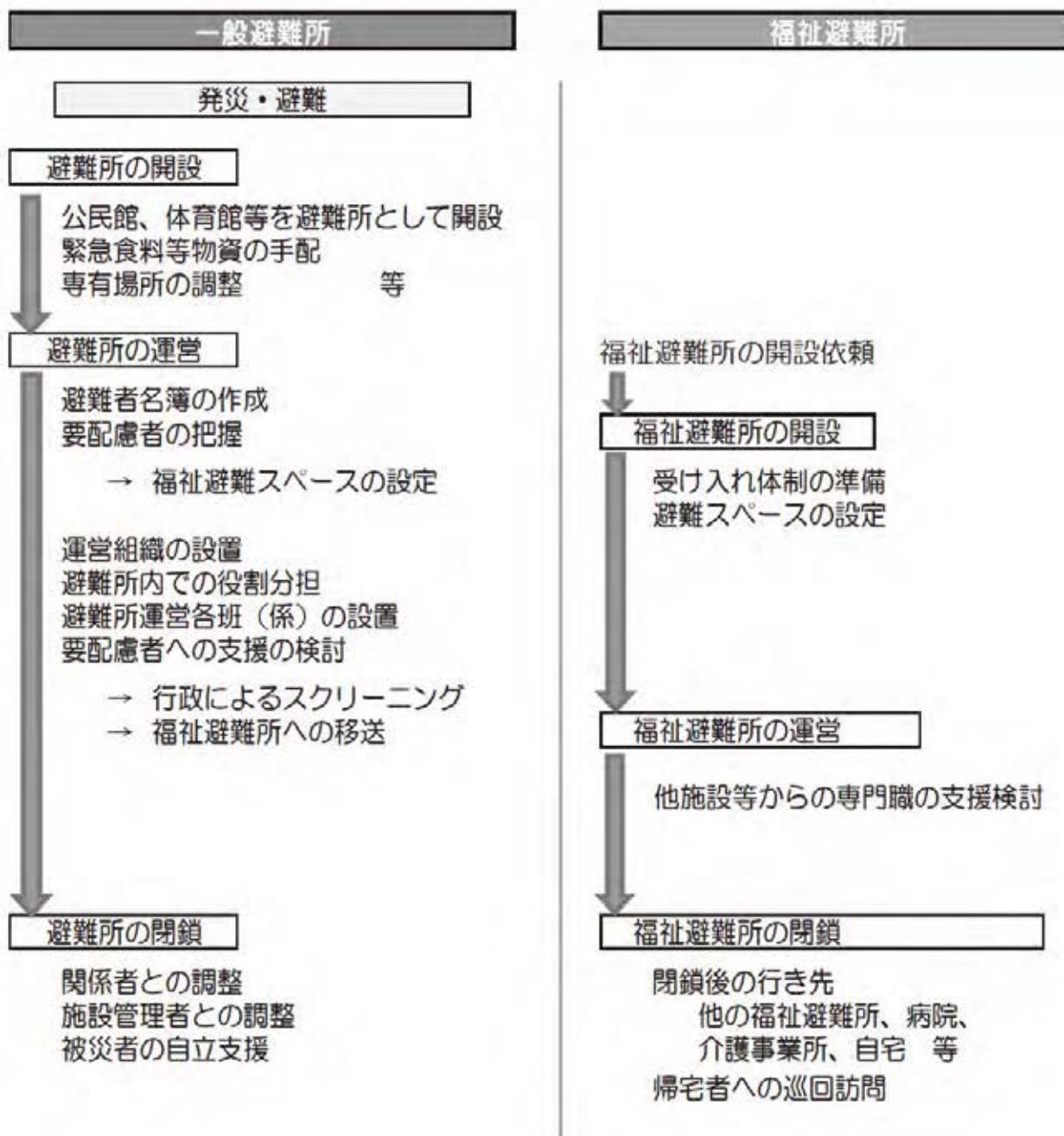
(物資・機材の確保)

- 市町村と連携し、必要な物資、機材等の備蓄を図る必要があります。
(介護用品、ストーマ用装具、ポータブルトイレ、医薬品、発電機等)

(福祉避難所の周知徹底)

- 災害発生時に要配慮者の支援を円滑に行うため、福祉避難所の設置に関する情報(設置の目的、受入対象者、場所、基準等)を広く住民に周知する必要があります。
また、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知も必要です。

発災から開設までのフロー



4 要配慮者の避難の流れ

発災直後

- ・発災直後は、要配慮者も他の被災者と同様に、一般の避難所へ避難します。
- ・その後、市町村が福祉避難所の開設情報を周知するとともに、既に避難されている方々のスクリーニングを行い、福祉避難所へ移送します。

発災から24時間後まで

- ・福祉避難所では、開設を行い次第、要配慮者の受入れを開始します。
その際、障がいの特性等に応じて、要配慮者が家族等とともに避難することについても配慮が必要です。
- ・受入れ後は、福祉避難所に避難している要配慮者の名簿を作成します。
その際、必要な支援の内容を把握するとともに、福祉サービスの利用意向等について継続的に把握します。
- ・あらかじめ指定した福祉避難所が不足する場合は、宿泊施設等を借り上げることが可能な場合があります。

5 運営にあたり気をつけること（周知）

災害が発生する恐れがある場合や起きた場合、地域住民は、先ず指定された地域の一般避難所に避難します。

福祉避難所について、不十分な周知をすると、被災者は一般避難所に行くより福祉避難所に避難することを選択し混乱が生じます。
そのため、自然災害が多発し、様々な情報で福祉避難所の存在が知られるようになる中、地域住民に一般避難所と福祉避難所の違いについて理解を求めることが大切になります。

平常時の周知

- ・福祉避難所は、より専門的な配慮や援護の必要な避難者のために確保されるものであり、一般避難所で生活可能な避難者は対象でないことを予め周知しておきます。
また、一般避難所でも災害時要配慮者の避難生活に対する配慮がなされるが、災害規模や避難者の状況によって、福祉避難所が開設されることを説明します。
- ・社会福祉施設等は、施設利用者の生活施設であることを理解してもらい、発災時は近くの一般避難所へ避難することを周知します。
- ・福祉避難所周辺の住民に対しては、マスメディアや市町村報などをはじめ、地域の集会や避難訓練等の際に周知します。
- ・要配慮者とその家族に対しては、広報活動のほか、民生委員や保健師等の支援活動を通じて周知を図る必要があります。
- ・一般住民以外にも、防災関係機関や医療・保健・福祉サービス提供機関・事業者等に周知しておくことが重要です。

発災後の周知

- ・一般避難所においては、福祉避難スペースの設置等配慮者も配慮した受入れをする必要がありますが、一般避難所での対応が難しいと判断された場合、福祉避難所を開設することになります。

- ・一般避難所に避難している要配慮者の方への周知は、避難所の掲示板や行政職員・周辺避難者による声かけが必要です。（原則行政職員が確認することが肝心です）
- ・視覚障がい者や聴覚障がい者等への伝達には特段の配慮が必要です。

第2章 運営の事前準備（開設準備シートの作成）

1 協定内容の確認

基礎知識

○福祉避難所の開設に当たっては、市町村と締結した協定に基づき、要配慮者を受け入れることになります。



○まず協定書の内容をしっかりと確認し、受け入れる要配慮者の状態や人数に対応できるよう、あらかじめ受入れ準備をしておくことが大切です。

○協定書に更新条項が設けられ、内容確認する機会がないまま更新されている場合も多いので、協定内容を確認し、不明確な点があれば市町村の担当者と協議をして明確にしておきましょう。

開設準備シート作成

協定書には概ね下記の事項が記載されています。自施設の「開設準備シート」に記入し、協定内容に疑問や不明確な点がないか確認してみましょう。

【受入れ可能な要配慮者の種別】

- ・要配慮者には、高齢者や障がい者だけではなく、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者、難病患者等、様々な方が含まれます。
- ・配慮者の種別に関わりなく受入れが可能であるか、あるいは、種別を限定する必要があるかを、市町村からの受入れ要請に備え検討しておきましょう。

【受入れ可能な人数】

- ・人数を定めている場合は、その人数を受入れるために必要な物資や場所、人員をあらかじめ用意しておく必要があります。
- ・定めていない場合は、概ねの受入人数や受入要件を市町村と互いに確認しておく必要があります。
- ・要配慮者本人だけではなく、介助者や家族の受入れの可否や要否、人数等も併せて検討しておくことも大切です。

【要配慮者の移送】

- ・避難所から福祉避難所への移送は本人又は家族が、行政や地域住民等の支援を得て行うのが原則です。
- ・市町村によっては、施設に移送への協力を求めている場合もありますので、協定書を確認し、移送に協力する場合は、使用する車両や移送時の介助員の確保についても検討しておきましょう。

【介助者（相談員）の確保】

- ・福祉避難所では、要配慮者の介助（介護）は、原則として家族等の介助者が行います。

- ・介助者がいない要配慮者を受け入れる場合は、施設側でも一定程度の介助を行う必要が生じることも想定されます。
また介助者がいる場合でも、自宅とは違った環境で介助となりますので、介助のサポートや相談に対応できる体制を構築しておく必要があります。
- ・災害救助法では、概ね10人の要配慮者に1人の割合で、要配慮者や介助者（家族等）の相談等に当たる介助員等を配置することを見込んでいます。

【経費の負担】

- ・福祉避難所の開設、運営に要する経費は、協定に基づき市町村から支払われます。設置に要した総額で支払われる場合もありますし、1人1日当たりの単価を定めて日数分が支払われる場合もあります。
- ・どのような経費が（炊き出し経費が含まれるのか等）、どのような形で支払われるかは、協定で定められていない場合は、協定の範囲を明確にする上でも、市町村にしっかり確認しておく必要があります。
- ・介護保険サービスの提供にかかる経費は福祉避難所の対象経費ではありません。

2 運営体制の明確化(体制図の作成)

基礎知識

○福祉避難所開設時に対応が必要となる事項を洗い出し、スムーズに対応できるよう、責任者や担当者等を決めましょう。



○福祉避難所は、避難者が自宅等に戻れるまでの間、継続して設置され、開設期間は、通常の災害で数日から数週間、大規模災害では数か月に及ぶこともありますので、長期間の開設を想定した運営体制の構築が必要です。

○責任者が被災等により対応できない場合も想定して、副任者も決めておきましょう。

開設準備シート作成

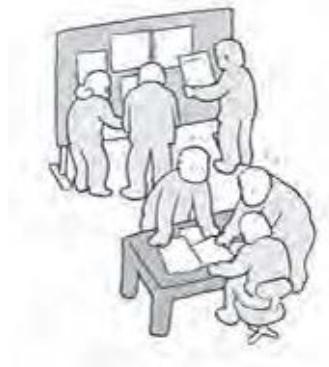
下記のリストを参考に、福祉避難所に必要な業務部門とその責任者（副任者）を決めて、自施設の「開設準備シート」に記入してみましょう。

部 門	役 割
運営責任者(総責任者)	・全体の総括
総務・情報責任者	・市町村(災害対策本部等)との連絡調整 ・避難者名簿の作成 ・福祉避難所運営記録の作成 ・ボランティア等の派遣要請・受入(配置) ・避難者への情報提供 ・問合せや取材への対応 等
施設管理責任者	・危険箇所・要修繕箇所の対応 ・避難場所の設置・管理 ・公共スペースの管理 ・防火・防犯対策 等
食糧・物資責任者	・食糧、物資の調達 ・食糧、物資の受入れ ・食糧、物資の管理・配布 等
保健・衛生責任者	・医療・介護に係る相談、対応 ・医療救護班、D C A T 等の受入れ ・避難所の健康管理 ・清掃、ゴミ等の衛生管理 等

3 市町村等との連絡体制の確認(連絡網作成)

基礎知識

○発災時に福祉避難所を開設し運営していくためには、市町村を始め多くの関係機関との連携が必要となります。予め、連携が必要な関係先をリストアップし、連絡先を確認しておくことが大切です。



○リスト化した担当部署、担当者、連絡先等は、開設時には、責任者だけではなく、スタッフの誰もが目につく場所に掲出しておくことも必要です。

○通信障害で固定電話が利用できない事態も想定し、関わりの深い関係先については、担当者の携帯電話やメールアドレスを登録するなど、連絡手段と連絡先の複数化を検討しましょう。

○担当部署や担当者は組織改編や人事異動で替わることが想定されますので、人事異動時期には確認し、常に最新の情報に修正しておくことも大切です。

開設準備シート作成

下記のリストを参考に、災害時に連携が必要な連絡先をリストアップし、担当者や連絡方法を、自施設の「開設準備シート」に記入しましょう。

関係先	連携事項
【市町村】 <ul style="list-style-type: none">・福祉避難所担当課・災害対策本部	<ul style="list-style-type: none">・福祉避難所の開設・閉鎖・受入れ者の調整・災害情報の収集・広域調整（被災者搬送、物資搬送等）
【ボランティア関係】 <ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・各種ボランティアの派遣要請
【医療・介護関係】 <ul style="list-style-type: none">・病院・診療所・介護施設	<ul style="list-style-type: none">・緊急入院への対応・緊急入所・緊急ショートステイへの対応
【治安関係】 <ul style="list-style-type: none">・警察署（交番）・消防署	
【ライフライン関係】 <ul style="list-style-type: none">・電気事業者・ガス事業者・上(下)水道事業者	

4 人材の確保

基礎知識

○福祉避難所は、一般の避難所と比べて、脆弱性の高い高齢者等の被災者が多くなるため、避難者による避難所運営への参加が難しく、支援人材の確保がより重要となります。



○福祉避難所に避難する避難者は、災害による環境変化によって、健康被害を受けやすく、状態の悪化も懸念されます。そのため、避難者の状態を継続的に観察する専門職を中心とした支援人材の確保が重要となります。

○福祉避難所は、一旦開設されると、当面の間、24時間体制での対応が必要となります。入所系の介護施設などの場合は、入所者のケアを続けながら、福祉避難所として、新たに配慮者を受け入れることになりますので、しっかりした人員計画をたてておく必要があります。

○施設の通常業務には、利用者の生命や安全の確保を図る上で中断することができない業務があります。一方、発災時には、一時的に業務を中断することが可能な業務もあります。福祉避難所の開設・運営にあたっては、施設の通常業務と福祉避難所業務が両立できるよう人員計画をしっかり立てておく必要があります。こうしたことを進める上で、福祉避難所の開設も想定した施設のBCP（事業継続計画）作成や見直しが大切です。

5 物資・機材の確保(備蓄物資リスト作成)

基礎知識

○災害発生当初は物資・機材等の調達が難しいので、施設利用者の分とは別に、福祉避難所用の物資を備蓄しておく必要があります。

○要配慮者用機材や生活用品だけではなく、電気やガス、水道が使えないことも想定して、非常食や飲料水、携帯トイレ等も準備する必要があります。

○不足する物資については、市町村の備蓄物資の一部を施設内で備蓄するなど、市町村等から提供を受けられるようあらかじめ市町村と話し合って決めておく必要があります。



開設準備シート作成

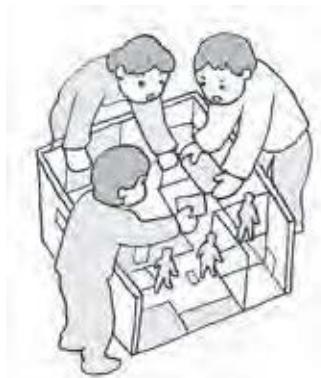
必要な備蓄物資（品目）と必要量を、下記のリストを参考に検討し、備蓄 状況や不足する場合の対応を、自施設の「開設準備シート」に記入しましょう。

種類	品 目	望ましい備蓄量
食料	・非常食（アルファ米、乾パン等） ・非常用介護食（おかゆ等）	3食/人×3日分 ×避難者数(介助者含)
飲料水等	・飲料水（ペットボトル）	3リットル×3日分 ×避難者数(介助者含)
	・粉ミルク、離乳食	(ミルク) 150g ラム/人×3日分 ×避難想定乳児数
生活用品	・毛布類 ・タオル	1枚/人 ×避難者数(介助者含)
	・紙おむつ（乳幼児用、成人用） ・生理用品	10枚/人×3日分 ×避難想定使用者数
要配慮者用 用品	・簡易トイレ、携帯トイレ	10人当たり1基 ×避難者数(介助者含)
	・ベッド、簡易(段ボール)ベッド ・アルミマット	1台/人×避難者数
	・パーティション	レイアウトに応じた 必要数
	・担架 ・介護用品（車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具）	必要に応じて備蓄を検討 (施設の保有状況も勘案し 検討してください)

6 避難所内のレイアウト(フロアプラン検討)

基礎知識

○福祉避難所として使用する施設内の場所を決め、レイアウト図を作成しておくことが、速やかな避難所の開設や円滑な運営に必要です。



○実際に避難生活が始まった後に、大幅なレイアウト変更を行うと、避難者とスタッフ双方の負担となりますので、生活導線等をイメージしながら、望ましいレイアウトを決めてください。

○福祉避難所のレイアウトを決める上で、居住スペース以外にも、更衣室、授乳室、受付、トイレ、救護室、洗濯及び物干し場、入浴やシャワー施設、ボランティアの控え室等の設置についても検討してください。

○施設の既存設備を利用（共用）できるか、新たに設置する必要があるかどうかも検討する必要があります

開設準備シート作成

福祉避難所に必要なスペースを、下記の事項を参考に検討し、実際にレイアウトを作成し、自施設の「開設準備シート」に記入しましょう。

【居住スペース】

- ・受入れ人数に応じて必要な居住スペースを確保します。1人当たり必要な面積は概ね2~4m²(約2畳)とされています。要配慮者だけではなく介助者も想定してスペースを確保する必要があります。
- ・利用スペースとしては、ショートステイの空き部屋、談話室、静養室など共有スペース、会議室などの代用スペース等の利用が考えられます。福祉避難所の設置期間が長期化することもありますので、通常業務が再開した場合に備え、できるだけ支障がない場所を選ぶ必要があります。
- ・避難者のプライバシーを確保するため、間仕切りを立てることを検討してください。間仕切りは、段ボールや紙パイプとカーテンを利用した、簡易（仮設）タイプの物もありますので利用を検討してください。
- ・個人スペース間の通路は車椅子の利用を想定し、概ね1メートルの幅を確保するよう努めてください。
- ・床に長期的に横たわっていると、エコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、埃等を吸い込むことによる健康被害も心配されます。また、生活不活発病防止の上でも、立ち上がりやすいベッドの導入は効果的ですので、要配慮者についてはベッドの利用を基本してください。既存のベッドが不足する場合は、簡易ベッド（コット）や段ボールベッドの利用（備蓄）を検討してください。

【更衣室、授乳室】

- ・男女別の更衣室を個室（困難な場合は間仕切り等）で確保します。同様に、必要な場合は、授乳室の確保を行い、女性のプライバシーを確保します。

【受付】

- ・入り口の近くに設置し、来所者の受付を行います。

【トイレ】

- ・避難所において長期的に混乱を招かないために必要なトイレの数は、約20人当たり1基とされています。避難者の受入れにより、既存施設のトイレだけでは不足することが懸念される場合は、仮設トイレの設置を検討する必要があります。
- ・水道の断水や下水道や浄化槽の被害を想定して準備を進めましょう。
- ・仮設トイレを設置する場合は、洋式や和式の個数にも配慮するとともに、女性用と男性用の位置を離すなどの配慮も視野に入れる必要があります。

【ペット飼育スペース】

- ・ペットの同行避難者を受け入れる場合は、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人もいますので、原則、居室部分へのペットの持ち込みは禁止にして、敷地内（屋外等）に飼育スペースを設けてください。
- ・盲導犬はペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、身体障がい者が公共的施設を利用する場合の同伴が認められています。（他の避難者がアレルギー等を起こす場合は、身体障がい者と盲導犬に個室を準備する等の対応を行ってください）

【その他の施設】

- ・ゴミの集積場所もあらかじめ決めておく必要があります。
- ・応急的な支援物資を保管するスペースも確保しておく必要があります。
- ・救護室についても必要に応じ設置を検討しましょう。

7 利用者ルールの策定

基礎知識

○施設利用者とは違った避難生活となるため、事前に生活ルール（起床から就寝までの共通ルール）を検討しておく必要があります。



○福祉避難所開設となって、慌ててルールをつくるのではなく、多くの職員や当事者の方とも協議しておくことが必要です。

○開設当初は、あらかじめ作成した利用者ルールを使用することになりますが、避難者の数や状況、施設やスタッフの状況に応じて、避難者の意見も聞きながら、柔軟に見直しを行うことも大切です。

開設準備シート作成

下記の項目についてルールを検討し、決めたことを自施設の「開設準備検討シート」に記入し、開設時には掲出、または、避難者に配布できるよう準備しましょう。

（起床時間・消灯時間）

- ・電灯の明かり、物音などは眠りを妨げ、人々の不満の原因となります。起床・消灯時間を定め、就寝しやすい環境を整えましょう。

（食事時間）

- ・食事中は食べ物の臭いが避難所に広がります。食糧の配給時間を考慮し、食事時間を決めるこも考えてみましょう。食事時間を決めないときは、食事をするスペースを設けておくのも一つの方法です。

（面会時間）

- ・来訪者の面会時間と場所を決めておく必要があります。原則として、共有空間や屋外のみとし、来訪者の居住スペースへの立入りは制限しましょう。

（トイレの使用）

- ・断水した場合や下水施設に被害があった場合には、仮設トイレや既存の便器にかぶせて使う袋タイプの簡易トイレを使用します。
- ・大勢で使用するトイレは何も考えずに使うとすぐに汚くなり、劣悪な環境になります。きれいなトイレの使い方を呼びかけましょう。汚物処理等のトイレの使用方法が決まつたら、注意事項やルールをトイレに貼りだすなどし、ルールを徹底します。

（ごみの処理）

- ・ごみを室内に置き続けるなど、そのままにしておくと、環境悪化につながります。特に室内の衛生を良好に保つことが大切です。ゴミ回収方法や分別方法など、ごみ処理のルールを決め、生活環境の維持に努めましょう。

（配給方法）

- ・食料や救援物資は、公平性に配慮して、配布は、原則、全員分そろってから行います。ただし、食料などが足りない場合は、要配慮者を優先することになります。食料の配布時間・場所・配布方法は、掲示などで避難者全員に伝わるようにします。また、配給時間に食料などを受け取れない人への配慮も必要です。

8 訓練の実施

基礎知識

○本章の第1節から第7節では、開設準備シートの作成を通じた事前準備の進め方について説明しましたが、ある程度、事前準備が、整った段階で、災害を想定した訓練を行うことが重要です。



○訓練を行う目的は、災害時に福祉避難所が機能する体制を作り上げていくことです。

○訓練の方法としては、見取図や開設準備シートを載せた机を参加者で囲み、時間経過とともに個々の行動を全員で確認しながら進める「図上訓練」と、参加者が、実際と同じように、施設や地域内を動きながら行う「模擬（実働）訓練」とがあります。

○模擬（実働）訓練には、模擬参加者を加えて訓練を行う方法があります。実際に地域の方にも訓練に参加してもらうことで、福祉避難所の役割を理解してもらうことにも役立つなど、啓発の効果も期待できます。

訓練の進め方

PDCA サイクル（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善））を意識した訓練を行い、福祉避難所がきちんと機能する体制の構築を目指します。

【訓練目標の設定】

- ・訓練の実施に当たっては、毎回、主たる目的を定め、それに沿って訓練を実施することが大切です。
- ・「作業手順の確認」や「職員間の情報共有」が目的であれば図上訓練が可能ですが、実際に必要な「時間やスペース等の検証」を行う必要がある場合は模擬（実働）訓練が必要になります。
- ・「連携の確認」を目的とする場合は、行政や地域の関係者等、外部の方に参加してもらうことが必要です。「啓発」を目的とする場合は、より多くの要配慮者や地域の人々に参加してもらえるよう、日程等にも配慮する必要があります。

【被害想定の設定】

- ・その地域で発生する可能性の高い災害をイメージして被害想定を設定します。想定の主なパターンとしては、「日中の水害・土砂災害」、「夜間や早朝の水害・土砂災害」、「日中の地震・津波災害」、「夜間や早朝の地震・津波災害」が考えられます。
- ・地域の特性にもありますが、南海トラフ大地震への備えを行う上では、まず、「夜間や早朝の地震・津波災害」を想定した訓練を実施することをお勧めします。
- ・立地上、施設自身は浸水の心配がなくても、周辺地域が浸水すれば電気や水道、道路（自動車）等が使用できないケースも考えられますので、ハザードマップ等で確認しておきましょう。

（国土交通省ハザードマップポータルサイト：<https://disaportal.gsi.go.jp/>）

【参加者への通知】

- ・訓練の目的や方法、被害想定に合わせて、訓練への参加者を検討し、参加を呼びかけます。
- ・呼びかけ先としては施設職員に加え「要配慮者や介助者」「地域の医療や福祉・介護施設関係者」、「市町村担当者」、「社協や地域包括支援センター等」、「民生・児童委員や自治委員」、「自主防災組織」、「地域住民」、「ボランティア団体」等が考えられます。
- ・参加依頼をする際には、日時や集合場所だけではなく、「訓練の目的」や「想定（期待）する参加者の役割」、「被害想定（当日に伝える場合もある）」も伝えておきましょう。
- ・訓練には参加してもらわない場合でも、行政や民生委員や自治委員、地域団体等には情報提供をしておくことが望ましいです。

【訓練の実施】

- ・あらかじめ作成した企画（被害想定やシナリオ）にそって訓練を実施します。
- ・進行の方法は以下の例を参考にしてください。
 - ①訓練の概要説明（関係者の顔合わせ）と役割確認
 - ②移動
参加者各自が訓練開始場所に移動します。一般避難所からの避難者役は、一般避難所に移動します。職員は施設内の持ち場に移動します。
 - ③訓練開始
責任者が訓練の開始を合図し、必要に応じて災害想定やイベント（アクシデント等）を伝えます。
 - ④訓練の終了
責任者が訓練の終了を告げるまで、参加者は各自の立場で災害対応を行います。

【訓練の検証と事前準備の見直し】

- ・訓練を通じて、問題点や課題を見つけ、改善につなげていくことも、訓練の重要な目的のひとつです。問題点や課題が見つかるなどを訓練の成果と考え、見つかった問題点や課題については、準備の見直しを行い、次回の訓練で改善されているか確認しましょう。

福祉避難所開設準備シート

福祉避難所名
作成年月日 年 月 日

1 協定内容の確認

(1) 要配慮者の種別 高齢者() 妊産婦 乳幼児 その他()	障がい者()
(2) 受入れ可能人数 要配慮者単独 人 要配慮者+介助者 組 名	
(3) 要配慮者の移送 施設が行う 施設が可能な範囲で行う 家族が行う 市町村が行う	
(4) 介助者(相談員)の確保 施設が行う 市町村が行う その他()	
(5) 経費の負担 単価を設定済 実費を請求 その都度協議	

2 運営体制の明確化

業務	主任	副任
運営責任者(総責任者)		
総務・情報責任者		
施設管理責任者		
食糧・物資責任者		
保健・衛生責任者		
()責任者		

3 市町村等との連絡体制の確認

関係先	連絡先	担当者氏名	電話番号
福祉避難所担当課			
災害対策本部			
社会福祉協議会			
病院・診療所			

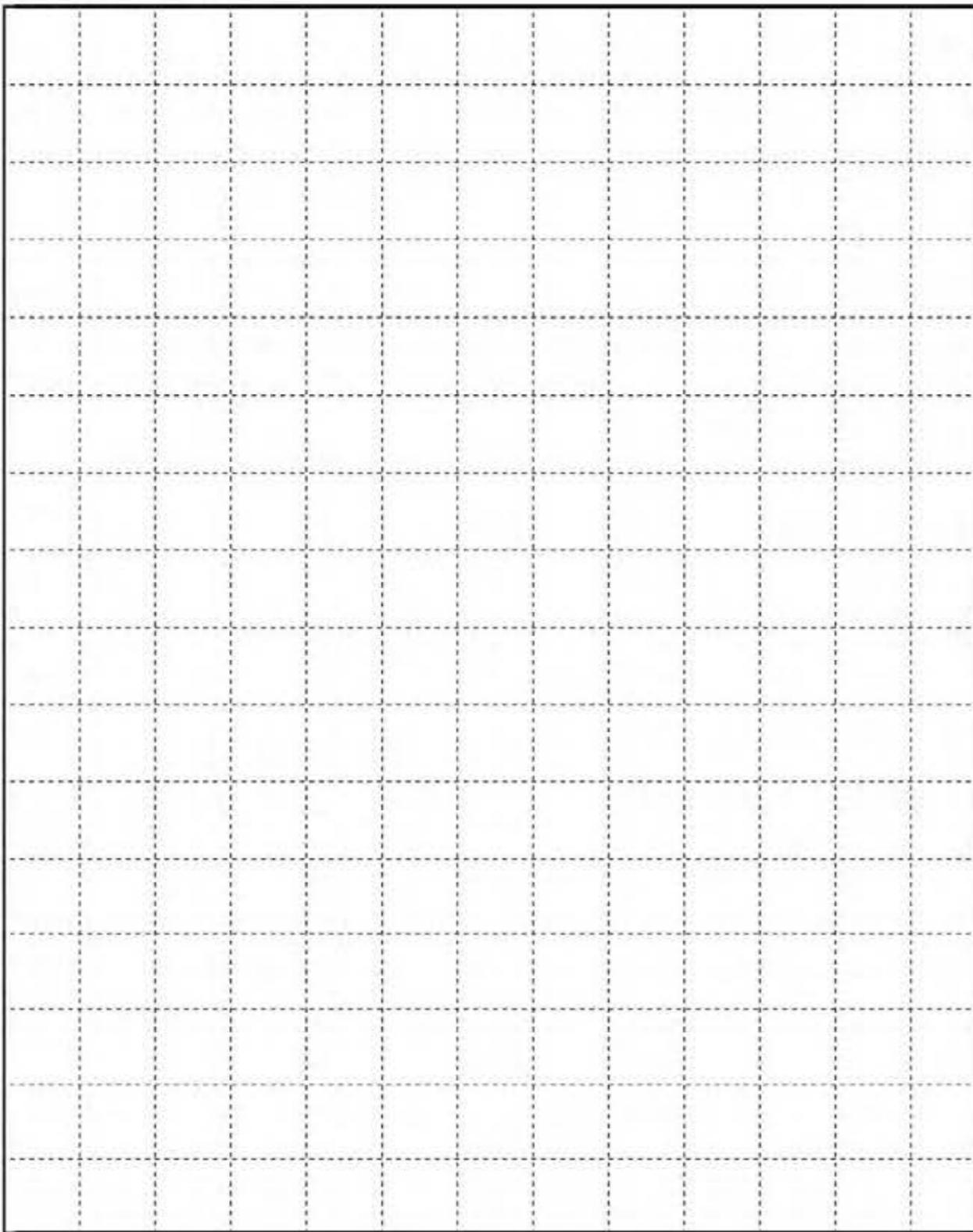
関係先	連絡先	担当者氏名	電話番号
介護施設			
警察署(交番)			
消防署			
電気事業者			
ガス事業者			
上下水道事業者			

5 物資・機材の確保

【備蓄品一覧】

品名	数量(消費期限)	保管場所等

6 避難所内のレイアウト



7 利用者ルールの策定

項目	内 容
掲示板設置場所	
時間の決まり	起床時間 ○○：○○ (ルール) 消灯時間 ○○：○○ (ルール) 食事時間 朝○○：○○ 昼○○：○○ 夜○○：○○ (ルール)
	面会時間 ○○：○○～○○：○○ (ルール)
	その他 ()
トイレの使用	(ルール)
ゴミ処理	集積場所 可燃物 ○○ 不燃物 ○○ (ルール)
食事の配給方法	(ルール)
その他	(ルール)

第3章 災害発生時の運営

1 入所者・利用者等への対応及び施設・設備の被害状況の確認

○福祉避難所の指定を受けている施設は、行政からの連絡の有無にかかわらず、発災後に施設建物と利用者、職員の安全確認が必要です。

【安全確認の手順】

■発災時には、まず身の安全を確保します。

■発災直後の強い揺れがおさまってから、非常放送等により利用者への指示や誘導を行います。

- ・職員が豊富にいる場合は、あらかじめ施設で定めた動きに従い、利用者の安全確認や避難誘導を行います。
- ・早朝や夜間など、職員が少ない場合も、あらかじめ施設で定めた手順に従って、利用者の安全確認や避難誘導を行います。

■施設の状況を確認します。(建物に被害はないか、あらかじめ施設で定められたチェックポイントを目視します。)

- ・火災は起きていないか。倒壊等被害場所はないか。
- ・火災が発生している場合や、倒壊等の被害がある場合は、避難基準に従って安全な場所への避難誘導を行います。
- ・被害がない場合も、利用者に安心感を与える放送や声かけを行います。

■施設に被害がない場合でも、施設周囲の状況を確認するようにします。

(周辺の住宅等に被害がある場合、状況が一変する恐れがあります。)

■施設の責任者がいない場合、以上の処置を行ったうえで責任者へ連絡し、指示を仰ぎます。

※注意事項

- ・建物や周辺確認の際、ヘルメット着用等二次災害の防止に努めます。
- ・朝・夜間帯など最少職員数の場合の動き方も定めておきましょう。
- ・地域の被災状況によっては、指定避難所に行くことが困難な避難者が、近くの施設を頼りに避難してくることも想定されます。熊本地震の際には、福祉避難所が開設できなくなったり一因ともなっていますので、受け入れる際には、すみやかに指定避難所に移動してもらうことを予め伝えておいたり、対象者を要配慮者に限定するなどの対応も必要です。

2 開設準備及び運営

名簿の作成・管理

○管理者は、避難者の名簿を作成するとともに、隨時、新しい情報に更新します。

- ・入所や退所を記載するとともに、退所の際は必ず転出先を確認して記録しておきます。
- ・名簿の整理・集計を毎日行うとともに、集計結果を行政担当者へ報告します。
- ・避難者が公開を希望した場合、氏名や住所を掲示板等に掲示し、避難者情報として公開します。

食料・飲料水、物資の管理

○施設にある備蓄品を確認するとともに、収容した人数に併せ配給計画を立てます。

○物資が搬送されたら、管理台帳に必要事項を記入し、保管場所に配置します。

- ・可能な限りわかりやすく配置することが望ましい。
(衣類／大人用・子供用、サイズ、性別ごと、食料／種類や賞味期限ごと)
- ・食料などの消費期限がある支援物資については、管理等に特段の注意・工夫が必要。

○不足がある場合は、その内容及び数量を取りまとめ、行政へ追加搬送を要請します。

この場合、必要数を的確に把握し、余剰が出ないよう注意が必要です。

食料・飲料水、物資の配給

○配給に当たっては、公平性の確保に最大限の配慮が必要ですが、公平性を考慮するあまり、必要な物が必要な人に届かない場合が過去の災害のたびに報告されています。不足しそうな場合は、要配慮者に優先して配り、その後、介助者に配る等の対応も必要です。

- ・消費期限や賞味期限に注意し、期限の近いものから配給します。
- ・乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者にはやわらかい食事など、特別な要望については可能な限り個別に対処します。

トイレの設置

○開設準備シートのレイアウト図にしたがって設置すると共に、利用ルールや案内図を貼るなど、避難者への周知を図ります。

- ・夜間は、照明を点けるとともに、女性や子どもが一人で行くことのないよう周知を行います。定期的な巡回にも努めます。
- ・トイレやその周辺は、常に清潔に努めるとともに、手洗い消毒液の交換など、衛生管理は定期的に行うようにします。なお、トイレの管理に関しては、避難者にも協力をお願いします。
- ・排泄物は、早め早めの処理に心掛けます。

ゴミの処理

○開設準備シートのレイアウト図にしたがって設置するとともに、利用ルールや案内図を貼るなど、避難者への周知を図ります。

- ・集積場所は、屋外の直射日光が当たらない場所を選びます。
- ・可燃物や不燃物などの分別を明確にしておきます。
- ・生ゴミは囲いに入れ、ネットをかけるようにしましょう。

防疫や清掃に関する対応

○開設準備シートや各施設の感染症マニュアル等の基準に従って、手洗い場所の設置や生活用水の確保、防疫や清掃のルールを定め避難者への周知を図ります。

- ・手洗い場所には、消毒液等を配置し、手洗いやうがいの励行を促します。
- ・生活用水を確保できる場合は、洗濯場や物干し場所を確保します。
- ・飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ、手洗い、洗顔、洗髪、洗濯などの生活用水の確保に努めます。
- ・食中毒や風邪などの感染症が流行しないように、避難者の協力も得るなどして、ゴミ処理や防疫に努めます。

駐車場スペースの活用

○福祉避難所の場合は、車中泊避難者が来ることは考えられませんが、以下のような利活用も想定されることから、適正な駐車スペースの確保が必要です。

- ・応急的な支援物資保管スペース。
- ・簡易トイレや物干しの場所として活用。 等

電話での問合せや避難者の呼び出し

○電話による問合せは、避難者への迷惑を最小限に抑えることが大切です。

開設準備シートで決めているルールを貼るなどして、避難者への周知を図ります。

- ・電話は受信専用とします。
- ・外部から電話連絡があった場合、避難者名簿で確認できた場合のみ呼び出しを行います。
- ・呼び出し時間も、対応ができやすい時間帯を設定し、その時間帯以外の問合せについては、呼び出し時間帯にかけ直してもらうようにお願いします。
- ・掲示板等に電話があったことを伝言として残すことも考えられますが、個人情報への配慮や間違いなどの混乱を避けるため、十分な配慮が必要です。

生活情報の提供

○災害時には、様々な情報が行政・マスメディア・団体・個人等から発信されていますが、確実・正確な情報を選別し、避難者に提供することが必要です。

【情報提供の留意事項】

- ・基本的には、掲示板やチラシなど配布物により提供します。
- ・緊急的な情報は、放送等による周知を行います。
- ・視聴覚障がい者、外国人等については、一定の配慮が必要です。

【避難者が必要とする情報】

特に避難者が知りたい情報は早めの収集・伝達が大切です。

- ・住民の安否情報
- ・地域や住居の被害状況
- ・ライフライン、交通機関の復旧情報
- ・医療、救護情報
- ・生活物資情報
- ・生活再建情報
- ・長期化する場合の受入施設や仮設住居、再建支援金情報

福祉サービスの提供

○要配慮者が災害発生前に受けている福祉・医療サービスを、災害後も継続して受けることができるよう、福祉サービス事業者等と連携を図る必要があります。

○福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣や各種在宅福祉サービスの提供は、福祉各法により実施します。

非常時の対応

○福祉避難所での避難生活が困難と判断された場合は、緊急入所、緊急ショートステイ等の介護サービスによる適切な対応を行います。

○医療処置が必要と判断される場合、医療機関に搬送し緊急入院の対応を行います。

ボランティアの受入れ

○災害規模、被災状況、避難生活の長期化等により、福祉避難所の運営が施設職員や行政職員、周辺住民だけでは困難と判断される場合、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに支援を要請することが考えられます。

なお、要請に際しては、以下の情報が最低限必要です。

- ・福祉避難所の状況、ボランティアに活動してもらいたい内容。
- ・ボランティアの必要人数（活動内容により性別、年齢層）。
- ・受入れを希望する活動日や時間帯。

※被災地災害ボランティアセンターが調整しますが、市町村を越えてボランティアを受入れる場合は、県災害ボランティアセンターと調整を行います。

福祉避難所の開設期間

○災害救助法に基づく福祉避難所を設置した場合の開設期間は、原則として災害発生の日から最大限7日以内となっています。

- ・施設側で開設期間を延長する必要がある場合は、早めに市町村に申し入れ、延長の協議を行ってください。市町村は県(国)に延長協議を行い、必要最小限の期間を延長することとなります。

3 福祉避難所の統廃合及び閉所

○避難者数にばらつきが出たり減少するなどした場合、避難所の統廃合を検討します。

- ・統廃合に関しては、避難している方々と協議を十分に行います。
- ・統廃合となる場合、他の福祉避難所への移動も考えることとなります。この場合、避難している方に負担が無いよう、受入れ側の福祉避難所や代替施設と協議を十分に行います。

○避難者が退所し、福祉避難所としての目的を達成したと判断した場合、原状回復を行い、福祉避難所の指定を解除します。

第4章 参考資料

福祉避難所開設、運営のチェックリスト～行政編～

【平常時からの準備】

○福祉避難所の確保

- 日頃から、社会福祉施設等と何らかの繋がりを持っている。
- 社会福祉施設等の責任者と福祉避難所についての話をしている。
- 行政エリアもしくは小学校校区程度ごとに福祉避難所に指定できそうな施設等があるか確認している。
- 車中泊やテント避難生活が起こりそうな場所の把握に努めている。
- 福祉避難所の施設の特性を確認している。
- 福祉避難所の責任者と日頃から福祉避難所について検討している。
- 福祉避難所の耐震及び安全性の確認ができている。
- 福祉避難所が受入れる災害時要配慮者数を把握している。
- 福祉避難所と協定を結んでいる。
- 協定書内容に関して、定期的に双方で見直しを行っている。

○物品の確保

- 福祉避難所の非常時の食料、飲料水、生活必需品を定期的に確認している。
- 福祉避難所に支援する食料、飲料水、生活必需品を確保している。
- 福祉避難所の生活環境を整える毛布、簡易ベッド、パーテイション等を確保している。
- 福祉避難所での支援物資が不足した際の提供先を確保している。

○人材確保

- 自治会等と福祉避難所運営に関しての話し合いをしている。
- 福祉避難所周辺住民と福祉避難所運営支援組織を作っている。
- 上記支援組織のメンバーを把握している。
- 医療や福祉専門職団体と支援体制に関しての話し合いをしている。
- 上記団体と、災害時の支援協定を結んでいる。
- 一般避難所から福祉避難所への移動手段、協力者が確保できている。

○職員への周知

以下のことについて、職員は理解している（対応できる）

- 一般避難所に避難している災害時要配慮者への聞き取り調査項目
- 車中泊、テント避難生活者への聞き取り調査項目
- 調査項目から福祉避難所開設判断基準
- 福祉避難所開設の判断基準
- 災害時要配慮者への配慮や福祉避難スペース

- 福祉避難所担当者になること
 - 福祉避難所に派遣される職員の業務内容
 - 福祉避難所運営の組織や業務内容
 - 福祉避難所での生活ルール
 - 避難者を受入れる際の名簿様式
 - 災害時、関係機関に災害時要配慮者の名簿提供ができるようになっていること
 - 福祉避難所生活での健康管理に関する対応
 - ペットに関する対策
 - 自主参集基準
 - 職員、家族の安否確認手順
 - メール等による強制参集手段
 - 徒歩で参集できる職員の把握
- 災害時要配慮者の把握
- 行政エリアもしくは一般避難所エリアでの災害時要配慮者の実態を把握している。
 - 災害時要配慮者の一般避難所への避難ルートを把握している。
 - 行政エリアに、日常的に住民以外の方（災害時要配慮者を含む）が多く訪れている社会資源（会社、観光、ショッピング等）が存在する。
 - 防災マップや避難所マップ等を作成し配布している。
- 協力体制
- 自治会等と災害時要配慮者の避難支援ができる体制ができている。
 - 災害時要配慮者支援にあたる近隣支援者の名簿ができており、定期的に見直している。
 - 自治会等と福祉避難所の運営協力の体制ができている。
 - 運営協力に関する規約ができている。
 - 運営協力にあたるメンバーの名簿ができており、定期的に見直している。
 - 社会福祉協議会と支援体制について話し合っている。
- 福祉避難所の周知
- 市報、パンフレット、集会等により、一般避難所と福祉避難所の違いや理解を促している。
 - 福祉避難所開設の際の周知方法を決めている。
 - 報道機関と、一般避難所や福祉避難所の理解、開設等に関する報道方法について協議している。

○福祉避難所運営についての事前協議

- 職員、施設職員、自治会をはじめ、高齢者、障がい者、女性や子どもなど、幅広く意見を聴いている。

○福祉避難所開設、運営事前訓練の実施

- 関係者（地域住民、関係機関・団体）と図上訓練を行っている。
- 夜間や荒天時の図上訓練を行っている。
- 関係者（地域住民、関係機関・団体）と福祉避難所で現地訓練を行っている。
- 夜間の現地訓練を行っている。

【発災後、福祉避難所開設・運営に向けて】

- 休暇職員への強制収集ルールが共有されている。
- 横断する関係部局への招集ルールが共有されている。
- 被災状況の確認手順が共有されている。
- 災害対策本部（拠点）の開設検討、開設手順が共有されている。
- 県への支援要請の判断、連絡手段が共有されている。
- 一般避難所開設手順が共有されている。
- 福祉避難所指定施設への開設準備要請内容が共有されている。
- 一般避難所等での災害時要配慮者の状況の把握ができている。
- 福祉避難所開設要請手順が共有されている。
- 福祉避難所担当職員の派遣手順が共有されている。
- 福祉避難所への災害時要配慮者の移送支援が確保できている。
- 災害時の支援物資提供協定先への要請手順が共有されている。
- 福祉避難所への支援物資の搬入手順が共有されている。
- 避難者支援、運営支援に対する協定先への要請手順が共有されている。

福祉避難所開設、運営のチェックリスト～福祉避難所編～

【平常時からの準備】

全てを満たす必要はありませんが、福祉避難所としての準備を念頭に置く必要があります。また、ここに記載している以外のこと、施設内で検討することが大切です。

○施設の安全確認

- ハザードマップ等により立地状況の把握ができている。
- 耐震診断を受けている。
- 施設の耐震及び安全性の確認ができている。
- 設備、什器類の転倒、転落、破損等の防止措置ができている。
- ガラスに飛散防止シートの貼付ができている。
- 利用者居室の什器、備品の転倒、転落防止措置ができている。
- 定期的に、給水タンク、ボイラー設備、受電設備、空調設備、消火設備、自家発電設備、エレベーターの耐震性を確認している。
- 定期的に、外壁、屋根、開口部等の安全性を確認している。
- 定期的に、非常用電源や燃料を確認している。

○福祉避難所としての設備、要員

- 段差にはスロープが設置されている。
- トイレや浴室には手すりが設置されている。
- 施設内は、バリアフリー化している。
- 既設トイレ以外にポータブルトイレを準備している。
- ストーマ用装具を準備している。
- 紙おむつ（大人用、こども用）等を準備している。
- 要配慮者受入れ予定数の一般的な非常食、飲料水を3日分備蓄している。
- 要配慮者受入れ予定数の生活必需品、毛布等を準備している。
- 粉ミルク、ほ乳瓶等を準備している。
- 貸し出し用の車いすがある。
- プライベート空間のためのパーテイションを準備している。
- 非常用の簡易ベッドや段ボールベッドを準備している。
- 施設内に介護職員が常駐している。
- 施設内に生活相談員が常駐している。
- 施設内に手話通訳者が常駐している。

○地域の協力体制

- 社会福祉協議会と、災害時の支援体制について話し合っている。
- 自治会等と福祉避難所の運営協力の体制を行政と共有している。
- 運営協力に関する規約を行政と共有している。
- 運営協力にあたるメンバーの名簿を行政と共有している。

○福祉避難所の周知

- 施設情報誌やチラシ等により、一般避難所と福祉避難所の違いや理解を促している。
- 集会等で、一般避難所と福祉避難所に対しての理解を促している。

○福祉避難所運営についての事前協議

- 職員、行政職員、自治会をはじめ、高齢者、障がい者、女性や子どもなど、幅広く意見を聴いている。
- 避難生活上の生活ルールをつくっている。

○福祉避難所開設、運営事前訓練の実施

- 発災直後の非常放送、利用者、施設の安全確認等の動きを図上や実地で訓練している。
- 発災後、地域住民等が直接避難してきた場合の対応を行政と共有している。
- 福祉避難所開設時の受付場所は決めている。
- 受付での机、椅子はすぐに配置できる。
- 受付名簿等はすぐに配置できる。
- 防災箱を準備している。

※防災箱とは、発災時や被災者を受入れることになった場合、非常時に慌てることがないように、事前に必要な書類（例：マニュアル、時系列での動きを明示したもの、名簿様式）や物品（例：名札、付箋、懐中電灯、筆記用具、セロテープ、ハサミ、ナイフ）をまとめて入れておく透明なケース

- 防災箱の中味を定期的に見直している。
- 簡易トイレの設置場所を決めている。
- 緊急車両等駐車スペースを決めている。
- 関係者と、福祉避難所の開設及び運営の図上や実地訓練を行っている。
- 夜間や荒天時に、上記訓練を行っている。
- 避難生活者のプライバシーに配慮できるスペースを確保できる。

【発災後、福祉避難所開設・運営に向けて】

○発災直後

- 非常放送内容、手順が共有されている。
- 利用者、職員の安全確認手順が共有されている。
- 施設、施設設備の安全確認手順が共有されている。
- 施設周辺の状況確認手順が共有されている。
- 利用者家族への連絡手順が共有されている。
- 職員家族の安全確認手順が共有されている。
- 休暇職員への強制参集手順が共有されている。
- 余裕がある範囲で職員による記録写真撮影（福祉避難所閉鎖まで継続）ができるよう共有している。

○福祉避難所開設準備（行政からの連絡）

- 震度5強以上の地震の際、福祉避難所開設準備の態勢が取れている。
- 飲料水、食料、生活必需品の準備手順が共有されている。
- 避難者受付、避難スペースの確保手順が共有されている。
- 防災箱の配置手順が共有されている。
- 職員配置の検討（BCPがあれば準ずる）

○周辺住民が直接避難してきた場合の対応

- 防災箱の配置手順が共有されている。
- 避難者受付、避難スペースの確保手順が共有されている。
- 行政に状況報告手順が共有されている。
- 飲料水、食料、生活必需品の準備手順が共有されている。
- 職員配置の検討（BCPがあれば準ずる）

○福祉避難所開設要請を受けて

- 受け入れ準備（避難者受付、避難スペースの確保）手順が共有されている。
- 避難所から福祉避難所への災害時要配慮者の移動支援手順が共有されている。
- 行政との資金面に関する協議（協定に基づくもの、それ以外のもの）をしている。

○福祉避難所が長期化される場合

- 行政に対し支援物資の要請手順が共有されている。
- 行政、社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）に対し人材支援の要請手順が共有されている。

福祉避難所の指定状況（平成30年3月1日現在）

市町村名	指定日 (協定締結)	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
1 大分市	H19.6.25	特養 庄の原苑	大分市大字荏隈字庄ノ原 1798 番地	097-544-0888	097-544-1060
2 大分市	H19.6.25	特養 緑風苑	大分市大字下郡 167 番地の 3	097-567-3733	097-567-3760
3 大分市	H19.6.25	特養 祚原の里	大分市大字八幡 320 番地の 1	097-535-2377	097-535-2378
4 大分市	H19.6.25	特養 リバーサイド桃花苑	大分市大字曲字箕久保 320 番地	097-504-7666	097-568-0633
5 大分市	H19.6.25	老健 さくらハウス ぜぜ	大分市牧 1 丁目 25 番 1 号	097-503-1882	097-552-2588
6 大分市	H19.6.25	老健 リバーサイド百々園	大分市大字津守字山崎 2742 番地の 1	097-567-6750	097-567-6751
7 大分市	H19.6.25	老健 サンテラスながとみ	大分市西大道 2 丁目 2 番 1 号	097-545-1718	097-546-4062
8 大分市	H19.6.25	障がい うえの園	大分市東大道 2 丁目 3 番 3 号	097-546-3551	097-543-4414
9 大分市	H19.6.25	特養 アイリスおおいた	大分市大字横尾字武生 4451 番地の 8	097-503-1755	097-503-1302
10 大分市	H21.2.21	特養 風雅の里上野	大分市大字三芳 288 番地 1	097-535-8900	097-535-8998
11 大分市	H19.6.25	特養 明治清流苑	大分市大字猪野 729 番地の 1	097-524-3300	097-524-3322
12 大分市	H19.6.25	特養 清流苑	大分市大字種具字南谷 144 番地	097-529-2316	097-528-1121
13 大分市	H19.6.25	特養 白水長久苑	大分市大字横尾 1897-2	097-520-2711	097-520-2712
14 大分市	H19.6.25	老健 メディトイアこが	大分市南鶴崎 2 丁目 6 番 22 号	097-521-6151	097-523-5239
15 大分市	H19.6.25	老健 コスマス苑	大分市東鶴崎 2 丁目 3 番 22 号	097-527-2660	097-527-2440
16 大分市	H19.6.25	老健 やすらぎ苑	大分市大字松岡 1946 番地	097-520-3535	097-520-4700
17 大分市	H19.6.25	老健 大分豊寿苑	大分市大字皆春 1521 番地の 1	097-521-0110	097-521-1247
18 大分市	H19.6.25	特養 百華苑	大分市大字東上野 1800 番地	097-592-1513	097-592-1512
19 大分市	H19.6.25	特養 光明園	大分市大字志生木字西岡 145 番地の 9	097-574-0634	097-574-0210
20 大分市	H19.6.25	特養 清静園	大分市大字竹中 5268 番地	097-597-3189	097-597-6964
21 大分市	H19.6.25	特養 誠寿園	大分市大字辻 902 番地	097-595-0495	097-595-0487
22 大分市	H19.6.25	特養 寿志の里	大分市大字中判田 1342 番地の 3	097-548-8201	097-597-6677
23 大分市	H19.6.25	老健 親和園	大分市大字中判田 1428 番地の 1	097-597-3635	097-597-3634
24 大分市	H19.6.25	老健 陽光苑	大分市大字中戸次 4525 番地	097-597-2000	097-597-2393
25 大分市	H19.6.25	障がい 身がい者支援施設 ハーモニーの森	大分市大字中戸次 6042 番地	097-597-8818	097-597-8838
26 大分市	H19.6.25	障がい 第二博愛寮	大分市大字中戸次 2131 番地	097-597-0204	097-597-0205
27 大分市	H19.6.25	障がい ひまわり園	大分市大字辻 911 番地	097-595-0888	097-595-0880
28 大分市	H19.6.25	特養 アルメイダメモリアルホーム	大分市大字宮崎 1509 番地	097-568-2561	097-568-2575
29 大分市	H19.6.25	特養 玉光苑	大分市大字市 459 番地	097-541-0344	097-542-0942
30 大分市	H19.6.25	特養 創生の里	大分市大字野田 306 番地の 2	097-549-0012	097-549-5750
31 大分市	H19.6.25	特養 そうだ藤の森	大分市大字寒田 202 番地	097-567-8822	097-567-8833
32 大分市	H19.6.25	特養 和泉荘	大分市大字竹矢 1024 番地の 1	097-588-1110	097-588-0119
33 大分市	H19.6.25	老健 たばる	大分市大字田原 936 番地 1 の 1	097-541-2345	097-542-0030
34 大分市	H19.6.25	老健 メディケアふじが丘	大分市大字寒田 235 番地の 16 (ふじが丘 105B-8)	097-568-3338	097-568-3369
35 大分市	H19.6.25	老健 わさだケアセンター	大分市大字市字大坪 11 番地の 2	097-541-6655	097-541-5468
36 大分市	H19.6.25	老健 小野鶴養生院	大分市大字小野鶴 1157 番地の 1	097-542-5500	097-542-5538
37 大分市	H19.6.25	障がい 第一博愛寮	大分市大字野田 759 番地の 1	097-549-1321	097-549-1092
38 大分市	H24.11.26	特養 積田祚原の里	大分市弁天 1 丁目 2 番 3 号	097-547-8787	097-547-8788
39 大分市	H24.11.26	特養 天領ガーデン	大分市大字田尻字高尾 784 番地の 1	097-574-7500	097-574-7505
40 大分市	H24.11.26	老健 ふない	大分市府内町 1 丁目 3 番 23 号	097-533-5511	097-533-5454
41 大分市	H24.11.26	老健 老健めいわ	大分市明野北町 1 丁目 2 番 18 号	097-551-0044	097-551-0045
42 大分市	H24.11.26	老健 狐兎如庵	大分市大字野田 1085 番地	097-549-7500	097-549-7501
43 大分市	H24.11.26	養老 アリス清心園	大分市大字横尾 4451 番地の 19	097-535-8030	097-535-8031
44 大分市	H24.11.26	生支援 さわやか荘	大分市大字鶴崎 2189 番地	097-521-0555	097-521-1551
45 大分市	H24.11.26	生支援 太平の里	大分市南太平寺 2 番の 3	097-514-0015	097-514-0024
46 大分市	H24.11.26	生支援 憇いの館	大分市大字津守 2347 番地の 6	097-504-7521	097-568-1630
47 大分市	H24.11.26	生支援 舞鶴清流苑	大分市西新地 2 丁目 5 番 40 号	097-573-2088	097-573-2085
48 大分市	H24.11.26	生支援 和みの郷いきいき	大分市大字横瀬 1050 番地	097-542-5581	097-542-6139
49 大分市	H24.11.26	軽費老 白寿苑（A型）	大分市大字下郡 170 番地の 1	097-568-2366	097-569-5880
50 大分市	H24.11.26	軽費老 ケアマンション創生の里	大分市大字野田 313 番地の 6	097-549-5525	097-549-5750
51 大分市	H24.11.26	軽費老 ジョリーメイト清流苑	大分市大字種具 148 番地	097-528-1881	097-529-2316
52 大分市	H24.11.26	軽費老 ケアマンションはなぞの	大分市花江川 4 番 28 号	097-521-2718	097-521-2719
53 大分市	H24.11.26	軽費老 ケアマンション清静園	大分市大字竹中 5274 番地の 1	097-597-3184	097-597-2444
54 大分市	H24.11.26	軽費老 ケアハウス庄の原苑	大分市大字荏隈 1637 番地の 1	097-544-1161	097-544-1270
55 大分市	H24.11.26	軽費老 ケアハウス滝尾太陽（旧名：滝尾悠々壱番館）	大分市大字下郡 921 番地の 42	097-503-9555	097-503-9500
56 大分市	H24.11.26	障がい 作業所「なかしま」	大分市中島東 1 丁目 2 番 28 号	097-532-8450	097-532-8230
57 大分市	H24.11.26	障がい コンチャルトもりまち	大分市大字森町 543 番地の 1	097-521-2932	097-521-2932
58 大分市	H24.11.26	障がい つわぶき園	大分市額徳町 3 丁目 2 番 21 号	097-536-3430	097-536-3431
59 大分市	H24.11.26	障がい コンチャルト	大分市大字中尾 603 番地	097-586-5577	097-586-5578
60 大分市	H26.4.1	障害 ワークスペース惺の木	大分市牧 3 丁目 7 番 8 号	097-553-3397	097-553-3428
61 大分市	H26.11.28	通介 ケアパートナー賀来	大分市賀来西 2 丁目 4 番 12 号	097-548-7115	097-549-6190
62 大分市	H27.3.18	障がい 大分こども心理療育センター愛育学園はばたき	大分市芳河原台 1 丁目 1 番 9 号	097-578-7755	097-578-7756
63 大分市	H27.3.31	障がい 第二杉の木園	大分市大字上戸次 3967 番地の 2	097-598-0330	097-598-0331
64 大分市	H28.12.16	ホテル 大分センチュリーホテル	大分市府内町 1 丁目 4 番 28 号	097-536-2777	097-536-2307
65 大分市	H29.1.6	特養 みなはるの里	大分市大字皆春 262 番地 1	097-522-0001	097-522-0015
66 大分市	H29.1.6	特養 Green ガーデン南大分	大分市大字羽屋 105 番地の 1	097-574-9781	097-574-9782
67 別府市	H18.4.1	障がい 国立障害者いのりーションセンター別府重度障害者センター	別府市南莊園 2 番	0977-21-0181	0977-21-2794
68 別府市	H18.4.1	社福 別府発達医療センター	別府市莊園 6 番 4	0977-22-4185	0977-26-4171
69 別府市	H18.4.1	障がい 農協共済別府リビングセンターにじ	別府市鶴見 1026-10	0977-67-1716	0977-67-8576
70 別府市	H18.4.1	障がい 太陽の家	別府市内竈 1393-2	0977-66-0277	0977-67-0453
71 別府市	H18.4.1	障がい みのり会	別府市富士見町 13 番 9 号	0977-22-3443	0977-25-9669
72 別府市	H18.4.1	社福 別府市社会福祉協議会（社会福祉会館）	別府市上田の湯町 15 番 40 号	0977-26-6070	0977-26-6620
73 別府市	H19.10.10	養老 紅葉寮	別府市大字鶴見字石田 60 番地の 2（紅葉寮）	0977-66-5020	0977-67-6288
74 別府市	H19.10.2	養老 シルバーホームはるかぜ	別府市大字鶴見 4136 番地の 2	0977-26-1165	0977-22-6202

	市町村名	指定日 (協定締結)	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
151	佐伯市	H24.7.26	障がい 清流の郷	佐伯市大字堅田2288-1	0972-20-3300	0972-20-3310
152	佐伯市	H24.8.1	障がい 大分県なおみ園	佐伯市大字堅田 3909-1	0972-28-7333	0972-28-5552
153	佐伯市	H24.7.17	障がい さつき園 中江	佐伯市中江町4-35	0972-24-0851	0972-24-0851
154	佐伯市	H24.7.17	障がい さつき園 小島	佐伯市大字長良4917番地	0972-29-5250	0972-29-5251
155	佐伯市	H24.7.17	障がい のびのびランド	佐伯市大字木立字須留木6623	0972-39-7200	0972-39-7201
156	佐伯市	H24.7.17	障がい らいふさぼーと 番匠の里	佐伯市弥生大字井崎2579-3	0972-46-2622	0972-46-2517
157	佐伯市	H24.8.1	障がい サニーハウス	佐伯市大字木立大中尾 2160-8	0972-28-3003	0972-28-3005
158	佐伯市	H24.7.19	障がい エバーグリーン	佐伯市大字池田1156番地	0972-27-5006	0972-27-5007
159	佐伯市	H24.7.19	障がい 太陽農園	佐伯市中の島2丁目21-14	0972-24-1603	0972-23-1904
160	佐伯市	H24.7.19	障がい ケアホームパンパーの森	佐伯市稻垣 1085番地6	0972-22-7250	0972-22-7251
161	佐伯市	H24.7.17	障がい者福祉サービス事業所 あけぼの	佐伯市女島 10425	0972-22-1169	0972-22-1169
162	佐伯市	H24.7.17	障がい 虹の翼 福祉サービス	佐伯市中の島3丁目12-27	0972-28-7888	0972-24-0848
163	佐伯市	H24.7.27	特養 豊寿園	佐伯市弥生大字井崎1765番地	0972-46-2226	0972-46-2273
164	佐伯市	H24.7.27	デイ 上浦浅海井デイサービスセンター	佐伯市上浦大字浅海井489-10	0972-32-3395	0972-32-2472
165	佐伯市	H24.7.27	デイ 弥生老人デイサービスセンター	佐伯市弥生上小倉1208	0972-46-1616	0972-46-0943
166	佐伯市	H24.7.27	デイ 宇目高齢者生活福祉センター	佐伯市宇目大字小野市3374-1	0972-54-3434	0972-54-3482
167	佐伯市	H24.7.27	デイ 直川老人デイサービスセンター	佐伯市直川赤木1235	0972-58-2041	0972-58-3211
168	佐伯市	H24.7.27	デイ 米水津老人デイサービスセンター	佐伯市米水津大字利浦1728-1	0972-36-7910	0972-36-7302
169	佐伯市	H30.1.19	特養 はたのうら	佐伯市蒲江大字畠野596番地32	0972-45-5820	0972-45-5830
170	佐伯市	H24.7.27	特養 長良苑	佐伯市大字長良4956番地	0972-28-3000	0972-28-3113
171	佐伯市	H24.7.27	軽費者 コスマス	佐伯市大字長良4954番地	0972-28-3322	0972-28-3323
172	佐伯市	H30.1.19	有老 うめの里	佐伯市宇目大字小野市3745番地1	0972-54-3577	0972-54-3355
173	佐伯市	H24.7.27	特養 花みずき	佐伯市大字池田1699番地7	0972-23-3000	0972-23-0330
174	佐伯市	H24.7.27	養老 ながと	佐伯市弥生井崎981番地	0972-25-3555	0972-25-3666
175	佐伯市	H24.7.27	老短 悠久園	佐伯市向島1-3-8	0972-23-3054	0972-23-3072
176	佐伯市	H24.7.27	老健 和の風	佐伯市大字池田2260-1	0972-24-1201	0972-24-1206
177	佐伯市	H24.7.27	老健 鶴望野	佐伯市鶴岡町1丁目11番59号	0972-24-3080	0972-23-2809
178	佐伯市	H30.1.19	デイ 佐伯市本匠高齢者生活福祉センター	佐伯市本匠大字堂ノ間283番地1・297番地	0972-57-3625	0972-57-3626
179	佐伯市	H24.7.27	特養 彦岳の太陽	佐伯市大字狩生418番地2	0972-27-8622	0972-27-8621
180	佐伯市	H24.7.27	老健 鶴見の太陽	佐伯市鶴見大字沖松浦51番地	0972-33-1501	0972-33-1502
181	佐伯市	H30.1.19	通所リハ 佐伯の太陽	佐伯市駅前1丁目1番11号	0972-20-3988	0972-22-7488
182	佐伯市	H30.1.19	デイ 佐伯市鶴見高齢者生活福祉センター	佐伯市鶴見大字冲松浦508番地2	0972-33-1310	0972-33-1310
183	佐伯市	H24.7.27	特養 直川苑	佐伯市直川大字仁原1962番地1	0972-58-2744	0972-58-2905
184	佐伯市	H24.7.27	デイ 直川苑指定通所介護事業所	佐伯市直川大字仁原1962番地1	0972-25-5010	0972-58-2905
185	佐伯市	H24.7.27	特養 はまゆう	佐伯市蒲江大字蒲江浦1334番地の1	0972-42-1886	0972-42-1887
186	佐伯市	H24.7.27	デイ 蒲江デイサービスセンター	佐伯市蒲江大字蒲江浦1334番地の1	0972-42-1836	0972-42-1887
187	佐伯市		老健 南海医療センター附属介護老人保健施設	佐伯市常磐西町12番6号	0972-20-5090	0972-20-5091
188	臼杵市	H23.5.9	特養 四季の郷	臼杵市大字江無田 1119-5	0972-64-0177	0972-63-1300
189	臼杵市	H23.5.9	児童 みずほ学園	臼杵市大字戸室 1205-1	0972-63-6691	0972-63-0791
190	臼杵市	H23.5.9	障がい 聖心園	臼杵市大字江無田 1600-5	0972-63-6692	0972-63-0791
191	臼杵市	H23.5.9	障がい あらかしの園	臼杵市大字末広40番地の2	0972-63-6693	0972-63-0791
192	臼杵市	H23.11.25	特養 高齢者総合福祉施設 緑の園	臼杵市大字大泊 220番地	0972-63-2762	0972-63-8225
193	臼杵市	H23.11.25	特養 緑の園マザー	臼杵市大字諫訪 289番地の1	0972-63-2762	0972-63-8225
194	臼杵市	H23.11.25	デイ 緑の園ディサービスセンターふれあい	臼杵市大字諫訪 289番地の1	0972-63-2762	0972-63-8225
195	臼杵市	H23.11.25	デイ 緑の園ディサービスセンターやすらぎ	臼杵市大字諫訪 289番地の1	0972-63-2762	0972-63-8225
196	臼杵市	H25.4.25	特養 栄寿荘	臼杵市野津町大字落谷 530番地	0974-32-3838	0974-32-3704
197	臼杵市	H25.4.25	高グ さるびあ	臼杵市野津町大字宮原 1181番地	0974-32-2730	0974-32-2730
198	臼杵市	H25.5.5	高グ ふくすけ	臼杵市大字戸室字長谷 1135番地-1	0972-62-8744	0972-62-8847
199	臼杵市	H25.5.5	高グ 無量寿	臼杵市大字末広 915番地	0972-63-7830	0972-63-7917
200	臼杵市	H25.5.5	高グ 望喜家	臼杵市大字江無田 1100番地	0972-63-8100	
201	臼杵市	H25.4.25	障がい 潔き聖母の家	臼杵市野津町大字都原 3590番地の1	0974-32-7060	0974-32-7061
202	臼杵市	H25.4.25	障がい 優和	臼杵市野津町大字都原 3590番地の2	0974-32-7060	0974-32-7061
203	津久見市	H25.2.21	特養 しおさい	津久見市大字長目 2715-5	0972-85-0539	0972-85-0566
204	津久見市	H25.2.21	老健 つくみかん	津久見市大字千怒 6011	0972-82-8181	0972-82-8410
205	津久見市	H25.2.21	特養 白梅荘	津久見市德浦宮町6-7	0972-82-0345	0972-82-5222
206	津久見市	H25.2.21	老健 つくみかんサテライトみなみ	津久見市大字四浦字久保泊 2944	0972-88-2011	0972-88-2122
207	津久見市	H25.2.21	高グ グループホーム千怒の杜	津久見市大字千怒字藤原 3849	0972-85-0003	0972-85-0005
208	津久見市	H25.2.21	高グ グループホーム優美	津久見市大字網代字西の下 95-21	0972-85-3007	
209	津久見市	H25.2.21	有老 有料老人ホームオレンジ	津久見市地蔵町7-6	0972-82-5605	0972-82-5605
210	津久見市	H25.2.21	デイ デイサービスセンターおあしす	津久見市津久見1270	0972-82-7313	0972-82-7345
211	津久見市	H25.2.21	デイ デイサービスセンターやわらぎ	津久見市上青江4866	0972-82-8822	0972-82-8885
212	津久見市	H25.2.21	デイ デイサービス優楽	津久見市立花町5-17	0972-82-0109	0972-82-2809
213	津久見市	H25.2.21	有老 地域密着型特定施設こころ	津久見市大字津久見 5988-1	0972-82-3078	0972-82-3238
214	津久見市	H25.2.21	障がい うばめ園（本園）	津久見市大字上青江 3549	0972-82-2642	0972-82-2296
215	竹田市	H18.3.1	社福 竹田市総合社会福祉センター	竹田市大字会々 1650番地	0974-63-1544	0974-63-1050
216	竹田市	H18.3.1	社福 久住保健センター	竹田市久住町大字久住 6154番地	0974-76-0717	0974-76-0724
217	竹田市	H18.3.1	社福 福祉施設「はくすい」	竹田市大字次倉 4459番地1	0974-67-2001	0974-67-2001
218	竹田市	H25.4.1	老健 岡の苑	竹田市大字竹田 1855	0974-68-3837	0974-63-3827
219	竹田市	H25.4.1	特養 こころの郷	竹田市大字飛田川 1618番地23	0974-63-3323	0974-63-3329
220	竹田市	H25.4.1	特養 美晴が丘	竹田市直入町長湯 9067番地4	0974-75-3333	0974-75-3060
221	竹田市	H25.4.1	特養 萩の苑	竹田市萩町恵良原 780番地2	0974-64-6886	0974-64-6887
222	竹田市	H25.4.1	特養 悠々居	竹田市大字三宅 1763-1	0974-63-3201	0974-64-0101
223	竹田市	H25.4.1	特養 久住荘	竹田市久住町大字久住 6485番地1	0974-76-0111	0974-76-0115
224	竹田市	H26.9.1	老健 ヴァル・ド・グラスくじゅう	竹田市久住町大字木栢 574-34	0974-64-7500	0974-64-7502
225	竹田市	H29.4.1	老健 久住高原南山莊	竹田市久住町大字木栢 6062番地1	0974-77-2123	0974-77-2125

市町村名	指定日 (協定締結)	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
301 豊後大野市	H28.4.14	医療 ニコニコ診療所	豊後大野市三重町小坂 4169番地 1	0974-22-7776	0974-22-7724
302 豊後大野市	H28.4.14	その他 にこにこ保育園	豊後大野市三重町小坂 4165番地 1	0974-22-3988	0974-22-3966
303 由布市	H24.3.23	養老 寿楽苑	由布市庄内町柿原 1602番地	097-582-0234	097-582-3347
304 由布市	H24.3.23	特養 情和園	由布市庄内町西長宝 870-1	097-582-1010	097-582-3663
305 由布市	H24.3.23	特養 温水園	由布市湯布院町川北 2037	0977-85-3722	0977-85-3723
306 由布市	H24.3.23	特養 白心荘	由布市湯布院町川北 1354-13	0977-85-3551	0977-85-3691
307 由布市	H24.3.23	特養 若葉苑	由布市挾間町向原 1215-2	097-540-7880	097-540-7883
308 由布市	H24.3.23	特養 麗寿苑	由布市庄内町柿原 1569-1	097-582-1777	097-582-0909
309 由布市	H24.3.23	軽費老 ケアハウス 豊友館	由布市挾間町鬼崎 4-16	097-583-5080	097-583-5090
310 由布市	H24.3.23	老健 健寿荘	由布市挾間町鬼崎 4-1	097-583-0051	097-583-0051
311 由布市	H24.3.23	老健 ケアポート川崎	由布市挾間町古野 264	097-583-5301	097-583-5297
312 由布市	H24.3.23	テイ 情和園デイサービスセンター	由布市庄内町西長宝 870-1	097-582-1010	097-582-1717
313 由布市	H24.3.23	テイ 情和園デイサービスセンター ハッピー	由布市庄内町西長宝 870-1	097-582-1010	097-582-1717
314 由布市	H24.3.23	テイ 情和園リハビリテーションデイサービス みもざ	由布市庄内町樺木 982	097-582-0880	097-582-0883
315 由布市	H24.3.23	障がい 大分県のぞみ園	由布市挾間町赤野 339-1	097-583-0350	097-583-0355
316 由布市	H24.3.23	障がい 社会福祉法人庄内厚生館 地域交流ホーム	由布市庄内町西長宝 1433-1	097-582-1211	097-582-2201
317 由布市	H24.3.23	障がい 向陽学園	由布市庄内町小挾間 487	097-582-0550	097-582-0554
318 由布市	H24.3.23	障がい 障害者支援施設 小松寮	由布市庄内町高岡 2379-13	097-582-3834	097-582-3898
319 由布市	H27.9.8	障がい 大分県立由布支援学校	由布市庄内町西長宝 1796番地	097-582-0326	097-582-0291
320 国東市	H29.4.1	特養 姫見苑	国東市国見町伊美 3855	0978-82-1161	0978-82-1276
321 国東市	H29.4.1	養老 くにみ苑	国東市国見町伊美 3910番地	0978-73-9100	0978-73-9101
322 国東市	H24.3.13	特養 鈴鳴荘	国東市安岐町下山口 58番地	0978-67-2626	0978-67-3181
323 国東市	H24.3.13	特養 むさし苑	国東市武蔵町糸原 2368番地 1	0978-68-0238	0978-68-0468
324 国東市	H24.3.13	養老 松壽園	国東市国東町富来浦 2368番地 1	0978-74-0251	0978-74-1419
325 国東市	H24.3.13	小規模 鈴鳴荘朝来サポートセンター	国東市安岐町朝来 144番地	0978-66-0120	0978-66-0123
326 国東市	H24.4.1	特養 くにさきの郷	国東市国東町浜崎 2757番地	0978-74-1000	0978-74-1171
327 国東市	H24.3.26	老短 ショートステイはるかぜ	国東市国見町大熊毛 182番地	0978-83-0019	0978-83-0018
328 国東市	H24.3.15	小規模 小規模多機能型 カトレア	国東市国見町伊美 2409番地 1	0978-82-0321	0978-82-0321
329 国東市	H24.3.13	老健 ウエルハウスしらさぎ	国東市安岐町瀬戸田 1035番地 9	0978-67-3646	0978-67-3645
330 国東市	H24.3.13	老健 メディケア亀寿苑	国東市国東町田深 665-4	0978-72-1010	0978-72-3736
331 国東市	H24.3.15	老健 大樹	国東市国見町伊美 2617番地 2	0978-73-4021	0978-73-4022
332 国東市	H24.6.20	障がい 秀溪園	国東市武蔵町手野 1065-2	0978-69-0101	0978-69-0500
333 国東市	H24.6.20	障がい 三角ベース	国東市安岐町下山口字延吉 63-2	0978-64-7533	0978-67-3002
334 国東市	H24.6.20	障がい 輝くピアホーム	国東市国東町田深 1450	0978-72-4005	0978-72-4005
335 国東市	H29.7.3	障がい 地域活動支援センターほけっと	国東市武蔵町古市 1096番地 1	0978-69-0288	0978-69-0009
336 姫島村	H18.4.1	社福 離島センター やはず	東国東郡姫島村 1569番地の 1	0978-87-2303	
337 日出町	H24.3.16	特養 高齢者総合福祉施設 谷陽苑	日出町大字藤原 5708番地 3	0977-72-8336	0977-72-8335
338 日出町	H25.3.27	有老 ウエルファーフィールド	速見郡日出町豊岡 6323	0977-28-0500	0977-28-0502
339 日出町	H25.3.27	老健 サンライズ・ビューア	速見郡日出町 580-2	0977-73-2822	0977-73-2824
340 日出町	H25.3.27	病院 サンライズ酒井病院	速見郡日出町 3156-1	0977-72-2266	0977-72-0328
341 日出町	H25.3.27	障がい みのり学園・白百合学園	(本部)杵築市大字日野 1921-7	0978-66-1200	0978-62-2974
342 日出町	H25.3.27	病院 鈴木病院	速見郡日出町 3904-6	0977-73-2131	0977-73-2132
343 日出町	H25.3.27	老健 すずらん	速見郡日出町藤原 1691-1	0977-73-2151	0977-73-2146
344 日出町	H25.3.27	病院 日出見玉病院	日出町川崎 837-1	0977-72-2724	0977-72-2873
345 日出町	H25.3.27	老健 みずき	日出町川崎 507-3	0977-28-1807	0977-28-1808
346 日出町	H25.3.27	障がい 指定障害者支援施設 ゆうわ	日出町大神 1402-14	0977-72-1665	0977-72-1519
347 日出町	H25.3.27	保護 大分県 溪泉寮	日出町藤原 4617	0977-72-2521	0977-72-1829
348 日出町	H25.3.27	ホテル ホテルソラージュ大分日出	日出町大神 7505	0977-72-1800	0977-72-1810
349 日出町	市営 公的	老人憩いの家	日出町 2602-1	-	-
350 日出町	市営 公的	保健福祉センター	日出町藤原 2277-1	0977-73-1337	0977-73-1768
351 日出町	H28.3.30	学校 県立日出支援学校	日出町大神 1618-1	0977-72-2305	0977-72-4513
352 九重町	H18.7.4	社福 九重町社会福祉協議会	玖珠郡九重町大字後野上 17-1	0973-76-2500	0973-76-3835
353 九重町	H18.7.4	特養 シルバーランドメルヘン	玖珠郡九重町大字右田 3156-7	0973-76-2100	0973-76-2900
354 九重町	H18.7.4	老健 ケアポート溪和	玖珠郡九重町大字町田 5481-3	0973-78-8000	0973-78-8188
355 九重町	H18.7.4	社福 九重町保健福祉センター	玖珠郡九重町大字後野上 17	0973-76-3838	0973-76-3836
356 玖珠町	H24.2.2	老健 玖珠郡医師会立老人保健施設 はね	玖珠町大字山田 2696	0973-72-5550	0973-72-5521
357 玖珠町	H24.11	社福 玖珠町老人福祉センター	玖珠町大字岩室 24-1	0973-72-5513	0973-72-2816
358 玖珠町	H25.3.21	特養 玖珠園	玖珠町大字大隈 325	0973-72-3413	0973-72-4067
359 玖珠町	H25.3.21	特養 共生の里メルヘン	玖珠町大字帆足 2189-1	0973-72-1515	0973-72-3131
360 玖珠町	H25.3.21	有老 有料法人ホームれざんの木	玖珠町大字綾垣 1086-1	0973-72-3211	0973-72-3217
361 玖珠町	H25.3.21	高齢 グループホーム笑みの里	玖珠町大字大隈 3222-2	0973-72-7777	0973-72-6541
362 玖珠町	H25.3.21	特養 共生の里メルヘン 森栄館	玖珠町森 690-3	0973-72-0077	0973-72-00800

3. 分野別時系列行動表

(熊本・大分地震にともなう由布市と温水園の動き)

平成 28 年 4 月 16 日～

時系列	地域では何が	由布市担当部署の動き	施設では何が	温水園の動き	事後に必要としたこと
【発災 1 日目】 4月 16 日 1:25 発災（震度 6 弱） 1:40 余震（震度 4） 7:10 余震（震度 5 弱） 8:27 余震（震度 4）	湯布院地域を中心に各自で一般避難所に避難 1:56 湯布院地区の避難者 約 1,500 人 4 時頃 停電・道路崩壊・水、毛布が不足等のから 報告有り 5:00 湯布院地区の避難者 約 2,500 人 12:08 JR・バス通行不可 20:30 大雨、雷、強風注意報 21:00 避難情報 湯布院地区：1,570 人 庄内地区：65 人 挾間地区：51 人	1:30 由布市災害対策本部設置 1:40 湯布院小学校・B & G 海洋センター開放 1:50 第 1 回防災ラジオ（避難行動の注意喚起） 2:10 第 2 回防災ラジオ（避難行動の注意喚起） 2:32 自衛隊派遣を県に依頼 ※一般避難者の支援 ※要配慮者の確認（台帳と照らし合わせ） ※「温水園」（ゆふいん風呂）に福祉避難所開設要請	・施設内外の壁の亀裂 ・備品、室外機の倒壊 ・建具の破損 ・利用者の混乱、不安 ・職員の不安 ・周辺住民が避難してくる ・家族等からの連絡 ※16日 6:00 自主避難者 12 名 ※16日 17:00 市担当者が状況把握に来所 ※17:30 市より福祉避難所開設要請を受ける	・非常放送 ・利用者の安否確認 ・ライフラインの確認 ・施設設備の確認 【施設長】 ・電話による利用者、職員の安否確認 ・施設へ急行 【施設長到着後の動き】 ・施設到着後、施設長による利用者への声かけと施設設備の確認 ・施設利用者、職員に被害のないこと、施設被害の状況から、職員の非常招集は行わず通常勤務態勢を判断 ・周辺被災者の受け入れ ・ショートスティ利用者の安否確認と受け入れ ・利用者家族への連絡、問い合わせ対応 ・行政等関係機関へ連絡 ・市からの福祉避難所開設要請 ・福祉避難所開設準備・利用者の朝食（非常食）準備 ・周辺住民避難者への朝食提供	【市】 ①福祉避難所要請のタイミング ②市職員の担当業務の明確化 ③福祉避難所との連携や連絡及び人的サポート体制 ④避難者の状況確認のための自治委員、民生委員との連携 ⑤要支援者の安否確認及び状況把握⑥福祉避難所との協定書及び運営マニュアルに対する理解度 ⑦福祉避難所との避難訓練等の実施 【温水園】 ①被災規模による関係機関との連絡体制の構築 ②福祉避難所受け入れにあたっての連絡体制の構築 ③福祉避難所担当行政職員の業務の明確化、共有 ④被災規模による応援依頼等の事前確認 ⑤状況による開設期間の判断 ⑥BCP の構築
【発災 2 日目】 4月 17 日	3:55 湯布院地域断水 5:00 簡易トイレの確保と食糧の確保要望 9:50 由布市社協よりボランティア窓口設置 21:00 避難情報 湯布院地区：468 人 庄内地区：14 人 挾間地区：24 人	※一般避難者の支援 10:00 第 1 回災害対策本部会議 14:00 湯布院現地対策本部会議	・余震対応	・周辺住民の避難受け入れ体制による支援 ・福祉避難所の運営 ・余震後の利用者、施設設備の安全確認	
【発災 3 日目】 4月 18 日 20:42 余震（震度 3）	22:00 避難情報 湯布院地区：308 人 庄内地区：14 人 挾間地区：24 人	※一般避難者の支援 10:22 避難者を体育館へ移動			
【発災 4 日目】 4月 19 日	22:00 避難情報 湯布院地区：254 人 庄内地区：14 人 挾間地区：24 人	※一般避難者の支援 8:30 支援物資の受け入れ			
【発災 5 日目】 4月 20 日	22:00 避難情報 湯布院地区：290 人 庄内地区：10 人	※一般避難者の支援	・余震対応	・周辺住民の避難受け入れ体制による支援 ・福祉避難所の運営 ・福祉避難所の統廃合検討 ・余震後の利用者、施設設備の安全確認	
【発災 6 日目】 4月 21 日 8:16 大分県中部震度 4 8:14 大分県中部震度 3 6:39 大分県中部震度 3 7:03 大分県中部震度 3 8:30 大雨警報発表 18:45 大分県中部震度 2	3:42 大雨、雷、強風注意報 11:00 由布市商工会 災害対策本部開設 19:06 大雨警報解除 22:00 避難情報 湯布院地区：259 人 庄内地区：19 人	※一般避難者の支援 ※「春楽園」に福祉避難所開設要請			
【発災 7 日目】 4月 22 日	0:24 すべての注意報が解除 22:00 避難情報 湯布院地区：118 人 庄内地区：8 人	※一般避難者の支援 3 施設の福祉避難所を閉所		・福祉避難所延長の検討 ・福祉避難所の閉所 ・避難者の帰宅等支援	
【発災 30 日目】 5月 16 日	12:00 一般避難所 閉所 17:00 災害対策警戒本部から災害警戒準備室へ移行				

市町村福祉避難所担当課

市町村	所属	電話	FAX
大分市	長寿福祉課	097-537-5744	097-534-6226
別府市	障害福祉課	0977-21-1413	0977-22-1780
中津市	社会福祉課	0979-22-1111(内291)	0979-25-2335
日田市	長寿福祉課	0973-22-8299	0973-22-8258
佐伯市	社会福祉課	0972-22-3971	0972-23-6002
臼杵市	福祉課	0972-63-1111	0972-63-3063
津久見市	福祉事務所	0972-82-9519	0972-82-9466
竹田市	社会福祉課	0974-63-4811	0974-63-0988
豊後高田市	社会福祉課	0978-25-6178	0978-22-1033
杵築市	福祉推進課	0977-75-2405	0977-75-1141
宇佐市	福祉課	0978-27-8139	0978-32-0341
豊後大野市	社会福祉課	0974-22-1001 (内線2144)	0974-22-6653
由布市	福祉課	097-582-1111	097-582-1343
国東市	福祉課 総務係	0978-72-5164	0978-72-5171
姫島村	住民福祉課	0978-87-2281	0978-87-3629
日出町	福祉対策課	0977-73-3121	0977-73-2833
九重町	健康福祉課	0973-76-3821	0973-76-3840
玖珠町	福祉保健課	0973-72-1115	0973-72-2112

福祉避難所マニュアル作成委員会 委員名簿

NO	所 属	役職名等	氏 名	備 考
1	社福) 長陽会	人事・労務担当	衛藤隆志	佐伯市
2	社福)みずほ厚生センター	主任	下岡勇司	臼杵市
3	社福)大分県社会福祉事業団 糸口第二厚生園	開業準備専任課長	福島泰文	宇佐市
4	社福)清風会 温水園	施設長	佐藤靖久	由布市
5	佐伯市高齢者福祉課地域包括ケア係	総括主幹	草薙義次	
6	臼杵市福祉課	副主幹	村田信幸	
7	宇佐市福祉課社会係	副主幹	阿部知美	
8	由布市	福祉課長	佐藤公教	
9	佐伯市社会福祉協議会	施設福祉課長(豊寿苑長)	染矢芳樹	
10	臼杵市社会福祉協議会	臼杵事務所長	久持伸二	
11	宇佐市社会福祉協議会	地域福祉係	桑原一博	
12	由布市社会福祉協議会	地域福祉課長	佐藤誠一郎	
13	大分県地域福祉推進室	参事	前田憲生	
14	大分県地域福祉推進室	主幹	香嶋秀史	
15	大分県社会福祉協議会	部長	池永哲二	
16	大分県社会福祉協議会	副所長	井出 晃	
17	大分県社会福祉協議会	主査	日野 剛	

參 考 樣 式

【広域的に福祉避難所を要請する場合に使用】

災害時要配慮者受入要請書

平成 年 月 日 時 分

大分県災害対策本部長様

市町村長名

下記の災害時要配慮者につきまして、他市町村の同型施設への受入れを要請します。

1 災害時要配慮者の受入を要請する施設分類

(1) 高齢者、障がい者、児童福祉、その他 ()

2 災害時要配慮者に関する情報

番号	氏名	性別	心身の状況(要配慮者)
1		男・女	別紙心身状況表のとおり
2		男・女	別紙心身状況表のとおり
3		男・女	別紙心身状況表のとおり
4		男・女	別紙心身状況表のとおり
5		男・女	別紙心身状況表のとおり
6		男・女	別紙心身状況表のとおり
7		男・女	別紙心身状況表のとおり
8		男・女	別紙心身状況表のとおり
9		男・女	別紙心身状況表のとおり
10		男・女	別紙心身状況表のとおり

別紙

災害時要配慮者心身状況表

1	ふりがな 氏名	男 生年 女 月日	明・大・昭・平成 年 月 日	血液型	A・B・AB・O	
	住所	電話				
	障がいの区分等	身体(視覚 聴覚 上肢 下肢 体幹 内部) ・ 知的 ・精神				
		要介護度(1 2 3 4 5)				
		難病の方(病名:)				
		妊産婦 出産(予定)日 平成 年 月 日				
		乳・幼児				
	身元引受人	発作(有り: 無し)				
		氏名				
		住所				
連絡先						
服用薬・用量・ 服用上の注意						
その他必要 とする援助						
2	ふりがな 氏名	男 生年 女 月日	明・大・昭・平成 年 月 日	血液型	A・B・AB・O	
	住所	電話				
	障がいの区分等	身体(視覚 聴覚 上肢 下肢 体幹 内部) ・ 知的 ・精神				
		要介護度(1 2 3 4 5)				
		難病の方(病名:)				
		妊産婦 出産(予定)日 平成 年 月 日				
		乳・幼児				
	身元引受人	発作(有り: 無し)				
		氏名				
		住所				
連絡先						
服用薬・用量・ 服用上の注意						
その他必要 とする援助						

〔一次避難所で作成〕

避難者名簿（要配慮者用）

様式)

要配慮者の氏名 ふりがな （済・未〔見込み〕）		生年月日 明・大・昭・平 年　月　日（　歳）	入所年月日： 年　月　日	避難所名（　　）
住所 〒　—		固定電話：(　　)	携帯電話：(　　)	-
要介護認定 (済・未〔見込み〕)		非該当　要支援　1・2　要介護　1・2・3・4・5 認定日　年　月　日	身体の状態	視覚・聴覚・音声、言語、咀しゃく障害・ 平衡機能・肢体不自由(上肢・下肢・体幹)
身障手帳 (有・無)		等級：種　級 交付日　年　月 交付日　年　月	歩行時の状態 転倒危険(有・無)	自立(補装具使用・杖・歩行器)・介助歩行・ 車イス(自立移動・介助移動)・ストレッチャー
療育手帳 (有・無)		A1・A2・B1・B2 交付日　年　月	必要とする援護・ 支援の内容	
精神障害者保健福祉手帳 (有・無)		1級・2級・3級 交付日　年　月		
自立支援医療受給者証 (有・無)		障害程度区分(　　)		
氏名(ふりがな)		性別 男・女(　　)	生年月日(年齢) (○・×)	この避難所に いる(○・×)　連絡が取れ た(○・×)　同居している(○・×) 備考(特別な配慮「病気、食事制限など」・注意点・ 緊急連絡先・持っている資格や特技など)
家族構成		男・女(　　)		
		男・女(　　)		
家屋の被害状況		全壊・半壊・一部損壊・断水・停電・ガス停止・その他(　　)		
ペットの状況：種類(　　)/頭)(　　)色(　　)ナシバー(　　)車：車種(　　)		／頭)　(　　)置き去り・同行・行方不明	外部からの問い合わせがあつた場合は、安否、住所、氏名等 を答えてもいいですか？(　はい・いいえ)	
※記載内容は厳重に保管・取扱い、避難所運営の目的以外には使用しません。 【個人情報の取扱いに関する同意】 私は、震災等への対応に活用するため、避難先市町村、大分県、避難元市町村等の関係行政機関その他避難者の支援にあたる関係団体等へ上記に記入した情報を提供することに同意します。				
平成　年　月　日(　氏名　)	〔口頭了解の場合〕(確認者氏名)			
転出先　〒TEL：(　　)	退出年月日：　年　月　日 備考			

災害アセスメントシート

実施日時	年 月 日() :			担当
方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> その他()			優先度 <input type="checkbox"/> 赤 <input type="checkbox"/> 黄 <input type="checkbox"/> 緑 <input type="checkbox"/> 白
利用者	氏名		住所	
	電話		携帯	
	現在いる場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()		
最もつながりやすい連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()			
本人等の自覚する被害状況	本人	家族(継続)	家屋状況・周辺	
	<input type="radio"/> ケガの状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒部位() ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(へ)	<input type="radio"/> ケガの状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒部位() ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(へ)	<input type="radio"/> 家屋の破損 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> なし <input type="radio"/> ライフラインの状態 電気 <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> OK ガス <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 水道 <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 電話 <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 復旧のめど()	
	<input type="radio"/> 心理面の変化 <input type="checkbox"/> 落ち込み <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 恐怖心 <input type="checkbox"/> その他 ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(へ)	<input type="radio"/> 心理面の変化 <input type="checkbox"/> 落ち込み <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 恐怖心 <input type="checkbox"/> その他 ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(へ)		
	<input type="radio"/> 体調面の変化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒内容() ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(へ)	<input type="radio"/> 体調面の変化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒内容() ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要(へ)	<input type="radio"/> 自宅周辺の状況	
	<input type="checkbox"/> 安全な場所にいる <input type="checkbox"/> 避難したい(必要性あり) ⇒ <input type="checkbox"/> 自力可能 ⇒避難場所()⇒何時まで <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> ()日程度 <input type="checkbox"/> 自力不可能 ⇒ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒必要な対応() <input type="checkbox"/> 避難したくない(必要性あり) ⇒理由() ⇒対応()			

年 月 日() 担当者(フルネーム)

困っていること		<input type="checkbox"/> 食事づくり <input type="checkbox"/> 掃除・洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 薬の管理 <input type="checkbox"/> 病院のことが不安 <input type="checkbox"/> 話し相手(相談相手)がない <input type="checkbox"/> 書類の記入 <input type="checkbox"/> 住居のこと <input type="checkbox"/> 今後の生活 <input type="checkbox"/> その他()
今後の予定 ※希望		<input type="checkbox"/> このままの状態で過ごしたい <input type="checkbox"/> その他 内容()
本人の状況	変化	今回の状況
	身体面 からだ	食事・服薬・整容・排泄・意思伝達・他の状況
	精神面 こころ	心理面・規則正しい生活サイクル・寂しさ・不安 他の状況
	行動面 うごき	転倒経験・買い物動作・調理の動作・着衣の動作 他の状況
	社会面 かかわり	友人関係・書類金銭管理・近隣関係・情報収集 他の状況
特記事項 ※担当者の所感		
対応欄		状況の変化に応じて、対応した場合に具体的に記入してください
関係機関への連絡		<input type="checkbox"/> 連絡不要 <input type="checkbox"/> 連絡必要 ⇒誰に() ⇒内容()

【避難所の状態を確認する際に使用】

避難所アセスメント表

平成 年 月 日

記入者	所属	氏名	
避難所名		避難者数	

No.1

項目	確認事項	確認詳細	V	特記事項
衛生状態	トイレ	衛生状態		
		数		数 個
		消毒液		
		障がい者対応		数 個
	ゴミ	衛生状態		
		集積所位置有無		屋内 屋外
		分別		
	防疫	手洗い・消毒		
		備品の消毒		ドアノブ・手摺りなど
		うがい薬		
		食器		
		洗濯		女性用下着への配慮など
	清掃・整理整頓	風呂		
		清掃		
		整理整頓		
	寝具	役割分担		
		布団有無		
		衛生状態		
	ペット	寝具の片付け		
		飼育場所		
		管理状態		

No.2

救護所	病人・要配慮者の把握	人員・状況の把握	
		支援の必要性の把握	
	支援体制と要請	環境配慮	
		要請状況	
	子どもの対応	子ども同士の交流	
		遊び場	ボランティアなど
	温度管理	勉強部屋	指導者の確保など
		冷暖房の状況	
	車の避難者	人員・状況把握	
		外出・体操等の誘導	
食料・物資	食料、水、物資の配給	公平な配給のルール化	
		要配慮者への優先	
	不足分の把握と要請	不足食料の把握	
		物資の要望受付	
		要請状況把握	
	物資の管理	物資の保管状況	賞味期限の把握など
		保管場所の警戒	
	食事の状況	衛生状況	
		栄養状況(献立の工夫)	栄養士など
秩序維持	避難所運営の体制	責任者	
		自主運営の状況	
		通路の確保	
		要配慮者など入浴のルール化	
		行政等との連絡状況	
	避難者名簿	名簿の有無	
		名簿の管理	
		更新の状況	

秩序維持	施設管理	管理者の有無		
		役割分担		
		警備体制		
	男女別やプライバシーへの配慮	訪問者への対応 男女別の更衣室 間仕切り等によるプライバシー配慮		
情報提供等	飲酒・喫煙・火気・消灯	ルールの有無 遵守状態		
	生活情報等の提供	避難者の必要とする情報提供の有無 わかりやすさ		
	要配慮者への配慮	高齢者 視覚・聴覚障がい者等への周知方法		
	情報収集・提供	情報収集方法 定期的な更新 提供時間		
ボランティア	相談体制	要望等の受付 専門的相談へのつなぎ		
	人員	運営に必要な人員確保		
	活動状況	活動量 活動の活発さ 活動報告 避難者の情報キャッチ(発見力)		
		朝夕の情報共有 行政等とのミーティング 提案		

※十分でない点に気付いたら報告をお願いします。

すべての項目を埋める必要はありませんが、問い合わせが出来るならば確認をしてください。